

令和4年度 半田市の環境

旧：半田市環境報告書

(令和3年度環境に関する年次報告)

みんなで守り育てる
ひと、地球、自然、ふるさとにやさしいまち

令和5年3月

半 田 市

目次

○半田市の概要	1
○半田市が推進する環境政策（第2次環境基本計画）	3
○令和3年度の実施状況	6
1. ゼロカーボン社会	7
2. 資源循環社会	13
3. 自然共生社会	17
4. 安心・快適社会	22
5. 協働	31
○参考資料	35
水質汚濁調査結果	
水生生物調査結果	
半田市環境基本条例	

作成に関する留意点

本報告書は、昨年度（令和3年度分）の半田市の環境状況や環境に対する取組内容を広くみなさんに報告するために作成しました。なお、次の点を考慮して作成しています。

- ① 令和2年度に第2次半田市環境基本計画を策定しました。この計画の実施期間は、令和3年度から令和12年度の10年間で、令和7年度に中間見直しを行います。
- ② 今回の報告は、第2次環境基本計画に掲載のある事業の中から、主な事業について記載しています。
- ③ 統計数値などについては、現時点で把握できる数値を掲載しています。

半田市の概要

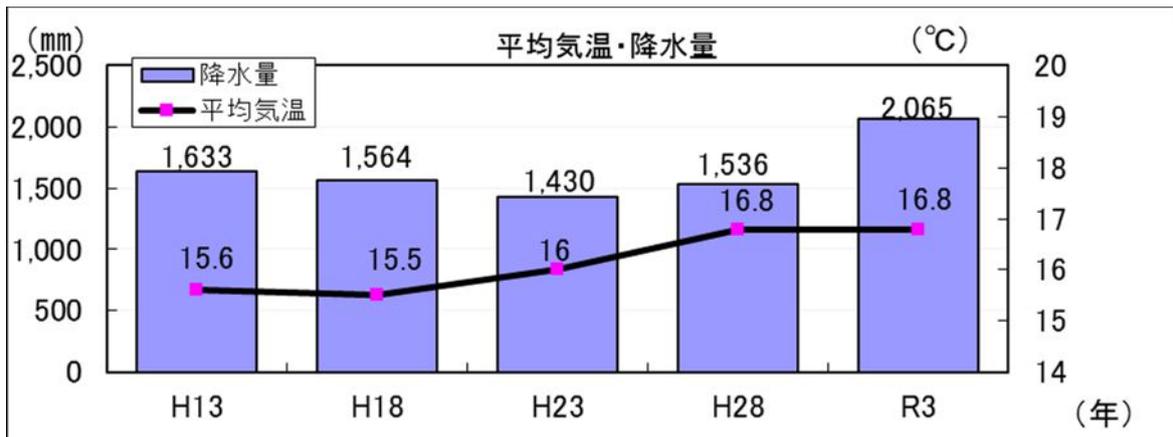
1. 位置

半田市は、知多半島のほぼ中央に位置し、面積は47.42km²、東西9.76 km、南北8.22 kmであり、北は東浦町、阿久比町、西は常滑市、南は武豊町に接しています。また、東は衣浦港となっており、海岸線の延長は10.70kmです。

地形は中央を南北に流れる阿久比川によって西部丘陵地と東部丘陵地に分かれます。これらの丘陵地はさらに神戸川、稗田川により2分され、概ね4丘陵となっています。



2. 気象【5年毎】



資料：「気象庁：気象統計情報」

3. 人口

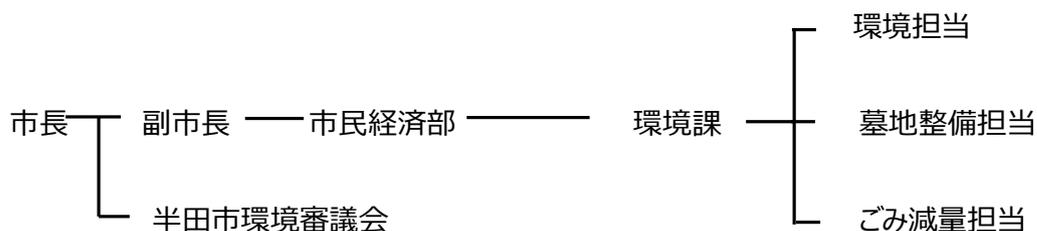
・人口及び世帯数の推移【5年毎】



各年10月1日現在
資料：「半田市」

4. 市環境行政組織

(1) 機構



(2) 事務分掌

○環境課

1. 脱炭素社会推進に関すること。
2. 環境学習に関すること。
3. 環境保全対策及び環境監視に関すること。
4. 環境保全協定等に関すること。
5. 環境衛生に関すること。
6. 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可及び指導監督に関すること。
7. 市営墓地の使用許可及び管理に関すること。
8. 狂犬病予防に関すること。
9. 専用水道、簡易専用水道、小規模貯水槽水道等の届出及び指導監督に関すること。
10. 知多中部広域事務組合の斎場事務に関すること。
11. 一般廃棄物の処理に関すること。
12. し尿の処理に関すること。
13. 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
14. 循環型社会形成に関すること。
15. 不法投棄の防止に関すること。
16. リサイクルセンターに関すること。
17. 知多南部広域環境組合に関すること。
18. 中部知多衛生組合に関すること。

半田市が推進する環境政策

半田市環境保全条例第7条に基づき、本市における生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和3年3月に第2次半田市環境基本計画を策定しました。この環境基本計画を着実に推進し、次世代に良好な環境を引き継いでまいります。

第2次半田市環境基本計画

○計画の役割

- ①生活環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- ②生活環境の保全に関連する施策の整理・検討を行い、総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにします。
- ③半田市環境保全条例で定められた市・事業者・市民それぞれの責務に関する目標や具体的な取組みなどを明らかにします。
- ④生活環境の保全に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど、環境基本計画の進行管理の体系を示します。

○市民・事業者・行政の基本的役割

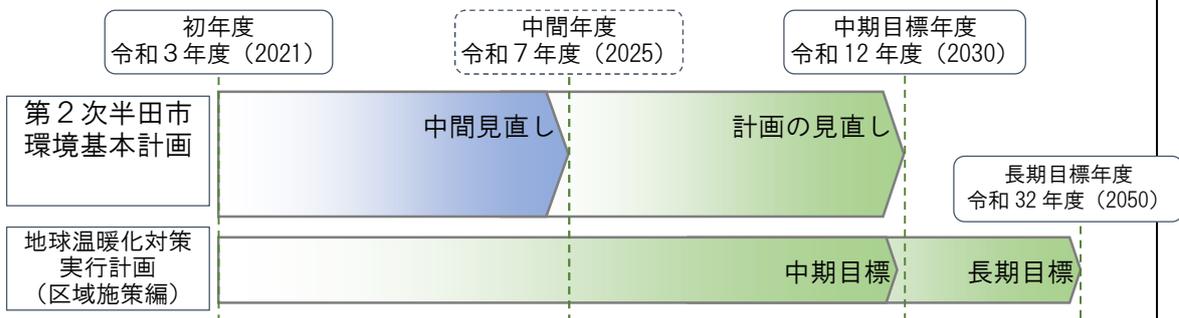
本計画に掲げた基本理念や目標を達成するためには、市民・事業者・行政それぞれが計画の推進主体となります。各主体は、次のような役割を担うとともに、すべての主体が協働して取り組む必要があります。

市民 の役割	<ul style="list-style-type: none">・日常生活と環境との関わりについての理解を深める・一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であると自覚し行動する・今までのライフスタイルを見つめ直し、主体的に考え、自ら環境負荷の低減に努める・地域社会の一員として、身近な自然や歴史的・文化的資源を大切にす・地域の環境保全活動や環境学習等へ積極的に参加する・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する
事業者 の役割	<ul style="list-style-type: none">・製造、輸送、販売、廃棄など事業活動が環境に負荷を与えていることを再認識する・企業の社会的責務の一つとして、環境保全に向けた体制整備や社員教育を進める・持続可能な消費と生産を促進し、環境配慮経営を行う・企業の成長とともに、循環型都市の発展に貢献する・地域社会の一員として、良好な地域環境づくりに積極的に参加する・市民や事業者同士が連携・協力して環境保全に取り組む
行政 の役割	<ul style="list-style-type: none">・計画に記載された事業の適切な進行管理と必要に応じた柔軟な見直しを行う・施策の構想、計画、実施の各段階で環境への配慮を盛り込み、計画目標の達成をめざす・積極的に情報発信・呼びかけを行い、環境保全及び創造に関する市民・事業者のきっかけづくり、意識高揚に努める・推進主体となる市民・事業者等とのパートナーシップを形成し、環境保全のため取り組む・一事業者として、自らの事務事業を遂行するうえで、率先して環境負荷の低減を図る

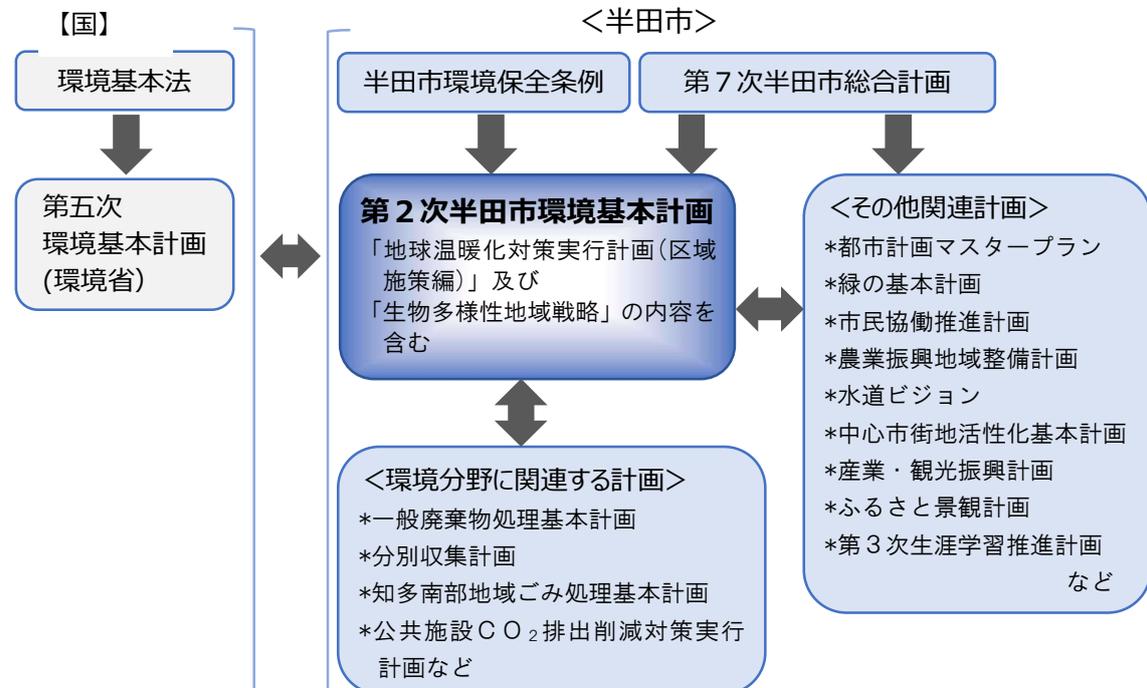
○計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度として、令和12（2030）年度を目標年度とする10年間です。中間年度である令和7（2025）年度に社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行います。

また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標については、計画の目標年度である令和12（2030）年度を中期目標年度、令和32（2050）年度を長期目標年度とします。



○他の計画や施策等との関係



○環境基本計画の体系

基本理念

1. 自ら進んで環境への負荷を低減し、地球温暖化に向き合い「ゼロカーボンシティ 2050（はんだ）」の実現をめざします。
2. 「公害なく安心して暮らせるまち」をめざして、継続的に取り組みを展開するとともに、豊かな自然を守り育てます。
3. 市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たすとともに、協働により、環境に配慮した持続可能なまちの実現に果敢に挑戦し続けます。



将来像

環境を守り 未来へつなぐ脱炭素のまち・はんだ



取り組みの5つの柱 取り組みの方針

主に関係するSDGs

1 ゼロカーボン社会	1-1 脱炭素社会へ移行する	  
	1-2 気候変動に備える	 
2 資源循環社会	2-1 3Rを推進する	  
	2-2 廃棄物を適正に処理する	 
3 自然共生社会	3-1 身近な自然を保全・創出する	  
	3-2 生物とその生息環境を守る	   
4 安心・快適社会	4-1 きれいな水や大気を確保する	   
	4-2 農畜産業の環境対策を推進する	 
	4-3 快適な暮らしを確保する	 
5 協働	5-1 環境を学び、行動する人を増やす	 
	5-2 多様な主体の協働で進める	 

令和 3 年度の取組状況

1. ゼロカーボン社会

「省エネルギー推進や再生可能エネルギー利用拡大などにより、温室効果ガスの大幅な排出削減を図るとともに、気候変動への適応を進め、脱炭素化を通じてゼロカーボン社会の実現をめざします。」

■ 施策の展開

1-1 脱炭素社会へ移行する

1-1-1 ゼロカーボンシティをめざす第一歩を踏み出します。

①「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンの策定

1-1-2 家庭の脱炭素化を進めます。

①環境配慮型住宅用設備の導入

②家庭部門CO₂排出実態把握

③クールチョイスの推進

1-1-3 事業所等の脱炭素化を進めます。

①環境に配慮した事業活動の促進

②中小事業者向け省エネ診断の受診促進

③省エネや再生可能エネルギー調達 100%化の普及啓発

④CO₂ゼロチャレンジ企業の情報収集・発信

1-1-4 移動における脱炭素化を進めます。

①環境配慮型自動車の導入促進と燃料充填設備の整備促進

②公共交通機関の利用促進

③環境に配慮した自動車利用の推進

④JR武豊線の鉄道高架化

1-1-5 再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みます。

①地域新電力事業の導入

②地域バイオマスのエネルギー資源としての活用促進

1-1-6 市（行政）が率先して脱炭素化の行動を示します。

①公共施設におけるCO₂排出削減対策の推進

②公共施設での再生可能エネルギーの利用促進

③公共施設における再生可能エネルギー調達 100%化の推進

④環境配慮型自動車の導入促進と災害時の活用

⑤公共施設への緑のカーテン設置

1-2 気候変動に備える

1-2-1 多様な主体との連携により、気候変動適応策に取り組みます。

①気候変動への適応に関する情報収集

②気候変動適応化計画の策定

③適応策の情報提供・普及啓発

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
CO ₂ 排出量	総排出量	1,167千トン CO ₂ (H29)	1,077千トン CO ₂ (R5)	976千トン CO ₂ (R10)
	うち家庭部門	159千トン CO ₂ (H29)	119千トン CO ₂ (R5)	95千トン CO ₂ (R10)
	うち業務部門	187千トン CO ₂ (H29)	146千トン CO ₂ (R5)	114千トン CO ₂ (R10)
半田市役所におけるCO ₂ 総排出量		8,177ト CO ₂	6,747ト CO ₂ (R6)	5,013 ト CO ₂
公共施設での太陽光発電の導入 (最大発電電力)		1,080 kW	1,140 kW	1,260 kW
環境配慮型住宅用設備 [※] (助成利用)の導入件数(累計)		—	240件	540件

※環境配慮型住宅用設備：太陽光発電施設+HEMS+高性能外皮など(ZEH)、太陽光発電施設+HEMS+家庭用蓄電池または太陽光発電施設+HEMS+電気自動車等充給電設備など



(指標・目標の状況)

指標名		R1	R2	R3
CO ₂ 排出量	総排出量	1,167千トン CO ₂ (H29)	1,067千トン CO ₂ (R1)	1,075千トン CO ₂ (R2)
	うち家庭部門	159千トン CO ₂ (H29)	136千トン CO ₂ (R1)	139千トン CO ₂ (R2)
	うち業務部門	187千トン CO ₂ (H29)	151千トン CO ₂ (R1)	131千トン CO ₂ (R2)
半田市役所におけるCO ₂ 総排出量		7,825ト CO ₂	8,177ト CO ₂	7,621ト CO ₂
公共施設での太陽光発電の導入 (最大発電電力)		1,080 kW	1,080 kW	1,080 kW
環境配慮型住宅用設備 [※] (助成利用)の導入件数(累計)		—	—	—

■ 主な実施事業等

ゼロカーボンシティ 2050 はんだビジョンの策定

国の補助事業を活用し、令和 4 年 1 月に「ゼロカーボンシティ 2050 はんだビジョン」を策定し公表しました。

環境配慮型住宅用設備の導入

住宅用地球温暖化対策設備に係る購入費・設置費に対する補助制度の設計を行い、令和 4 年度の予算化を行いました。

半田市公共施設 CO2 排出削減対策実行計画

リーダー部会及び推進委員会を開催し、令和 4 年度以降の CO2 削減計画を策定しました。

電気自動車の導入（公用車）

環境配慮型自動車の公用車への導入を 2030 年までに、50%を超すことを目標に目指す方針を定めまし
た。

公共交通機関の利用促進

地区路線については、成岩東部線および瑞穂線で令和 3 年 9 月から運行を開始し、交通空白地域の解
消を図りました。

地域バイオマスの活用促進

半田市とバイオマス産業都市構想に取り組んでいるビオクラシック半田がメタン発酵によるバイオガス発電施
設「ビオぐるファクトリー-HANDA」の施設完成し、稼働しました。

半田市役所本庁舎 CO2 フリー電力の導入

発電時に二酸化炭素を排出させない CO2 フリー電力を半田市役所本庁舎で令和 4 年度からの導入に向
けて契約し、二酸化炭素排出削減を図りました。

公共施設への「緑のカーテン」設置

小中学校、児童センターに緑のカーテンを設置し、冷房にかかるエネルギー使用
量を抑制しました。

小中学校及び児童館：25か所

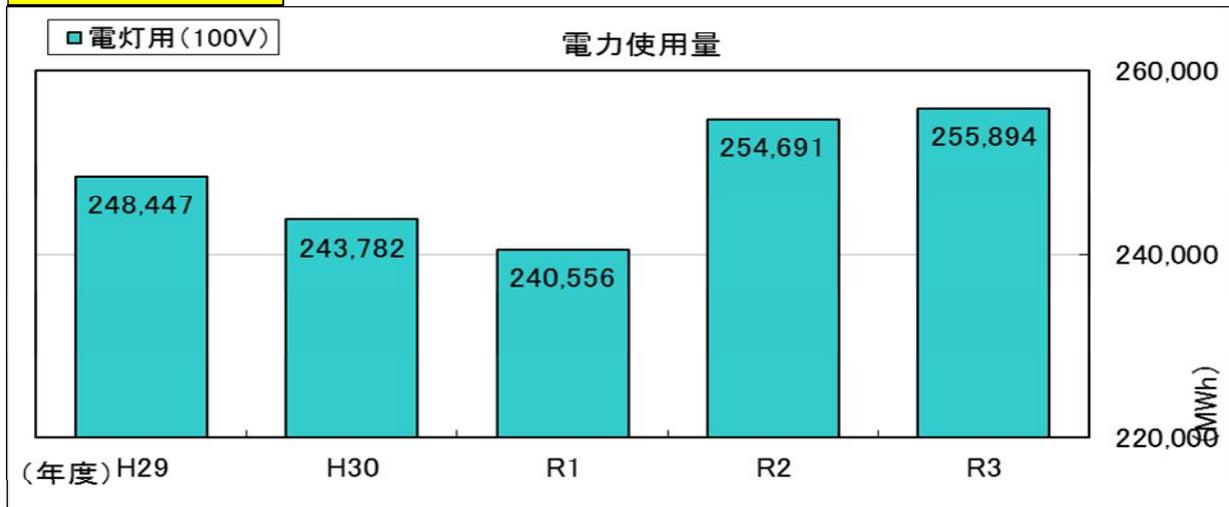


地球温暖化防止懸垂幕の設置

県道に面した市役所敷地内に、「エコドライブ啓発」の懸垂幕を継続的に設置し、ドライバーの意識醸成を図
りました。

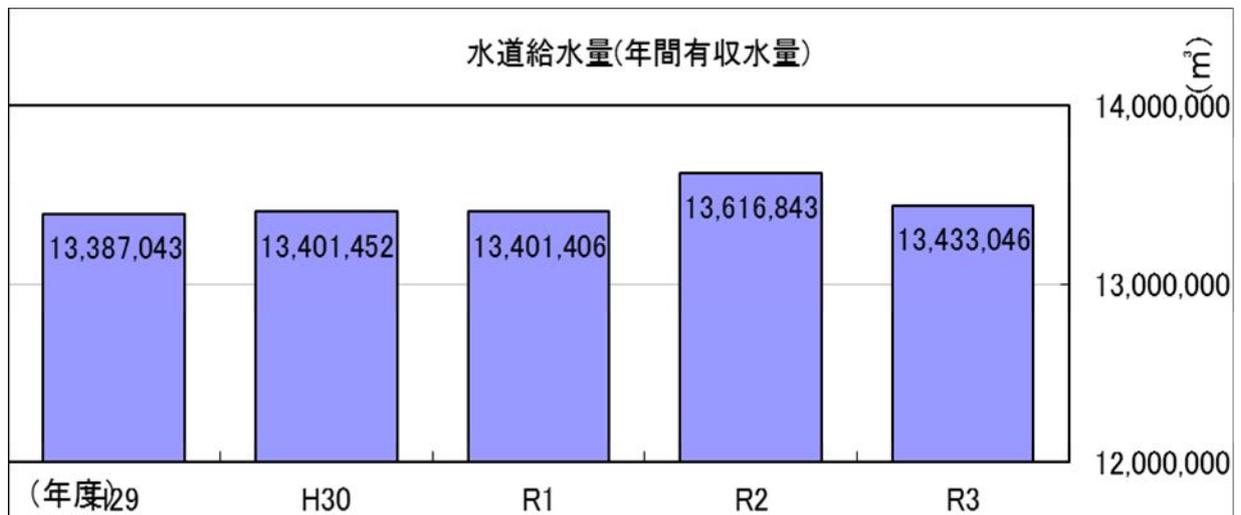
■環境状況等

(1) エネルギー使用量



※MWh=kWh×1,000

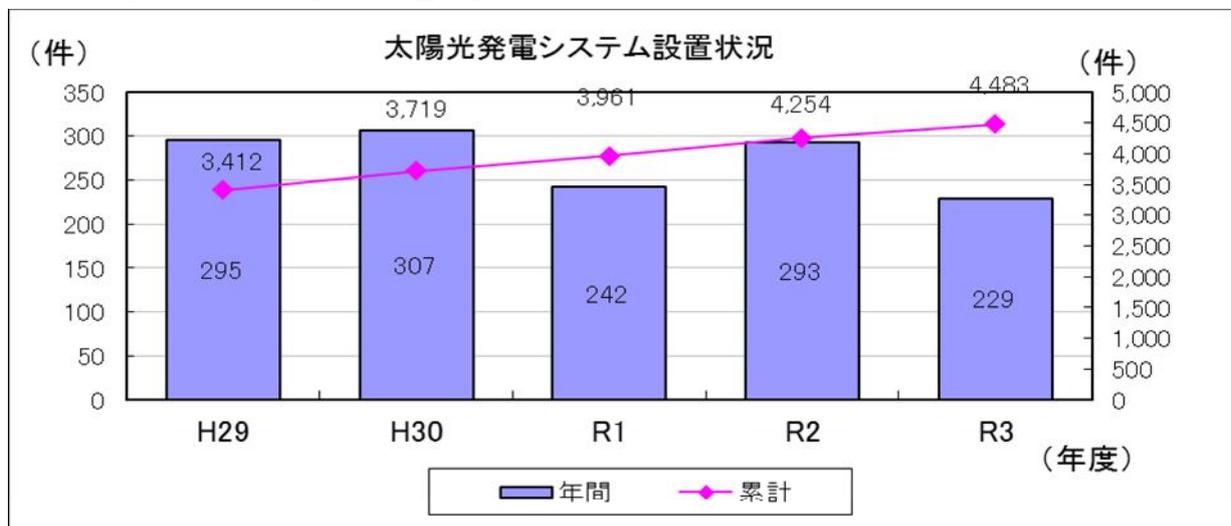
資料：「中部電力」



資料：「半田市」(上水道課)

(2) 太陽光発電設置システム

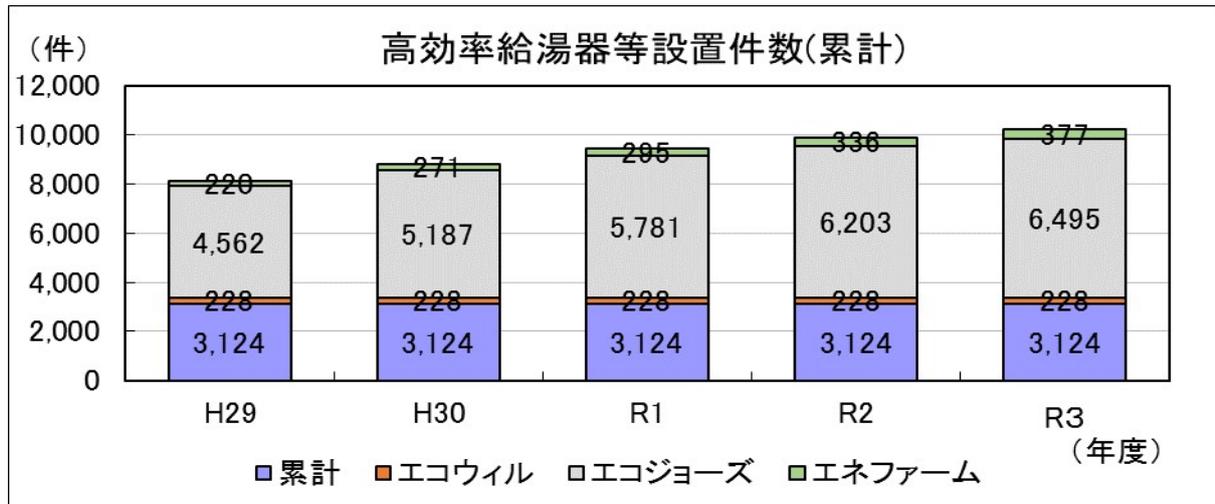
太陽光発電システムの設置台数 (単位：台)



資料：「中部電力」

(3) 高効率給湯器

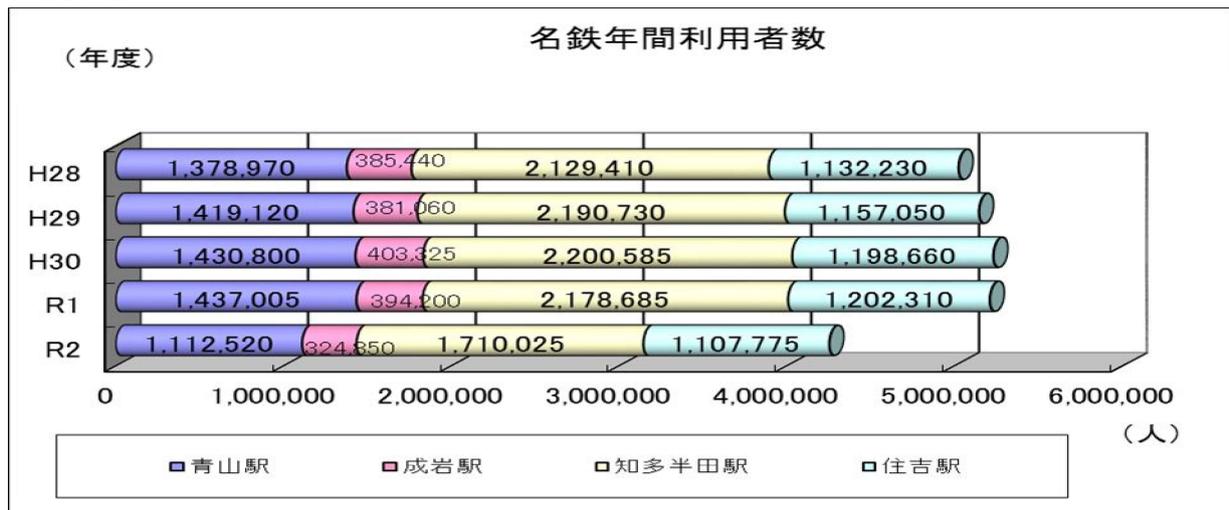
高効率給湯器設置台数 (単位：台)



※平成 25 年度からエコキュートの統計を取りやめたため、「3,124」を固定として、増減数「0」として表示しています。
資料：「東邦ガス」

(4) 交通

①鉄道

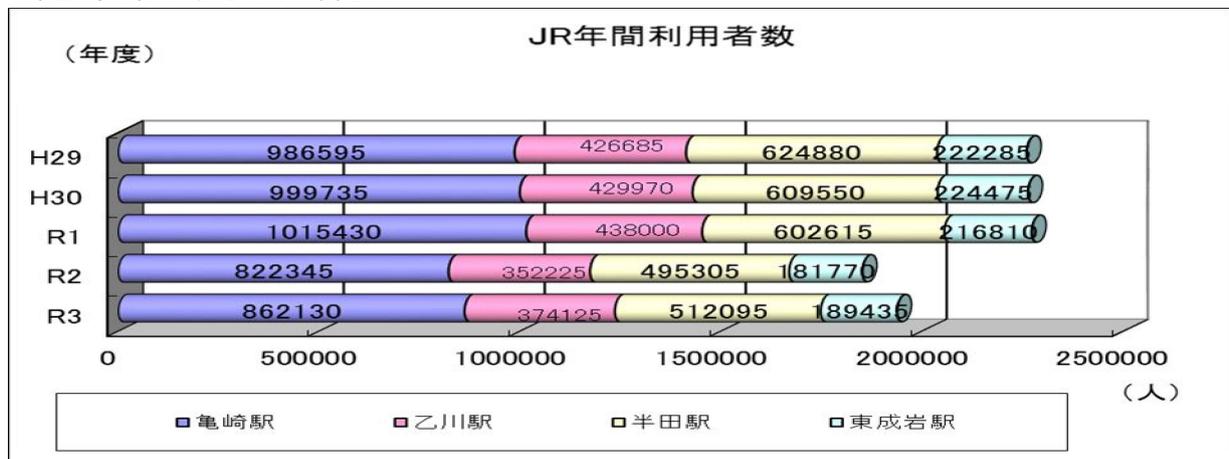


※ 2年遅れで公表

※各駅の1日当たりの平均乗車数に365日をかけて、年間利用者数とした。

資料：「知多半島の統計」

※半田口駅の利用者数については、固定しています。

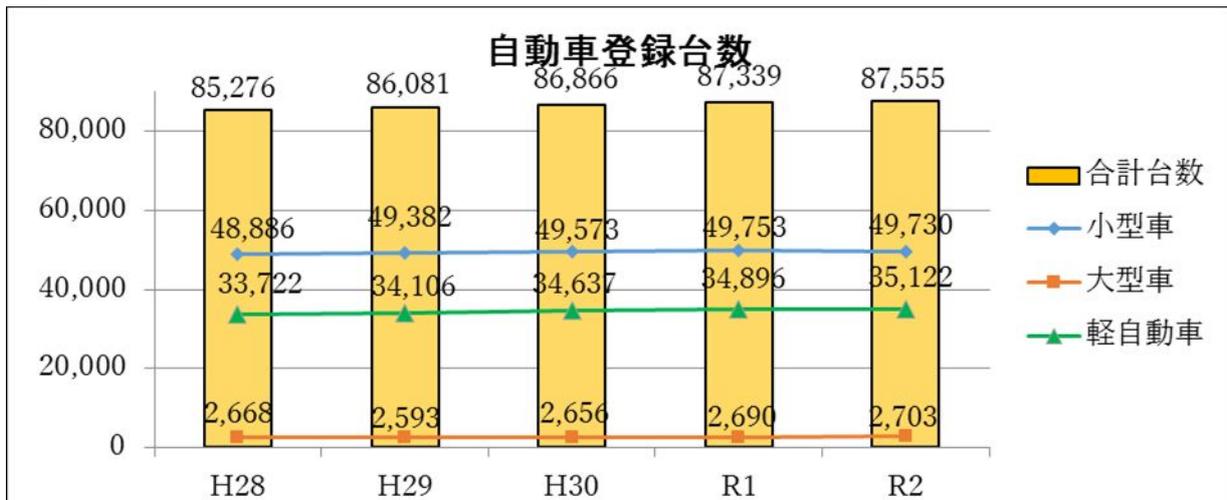


※ 2年遅れで公表

※各駅の1日当たりの平均乗車数に365日をかけて、年間利用者数とした。

資料：「知多半島の統計」

②自動車

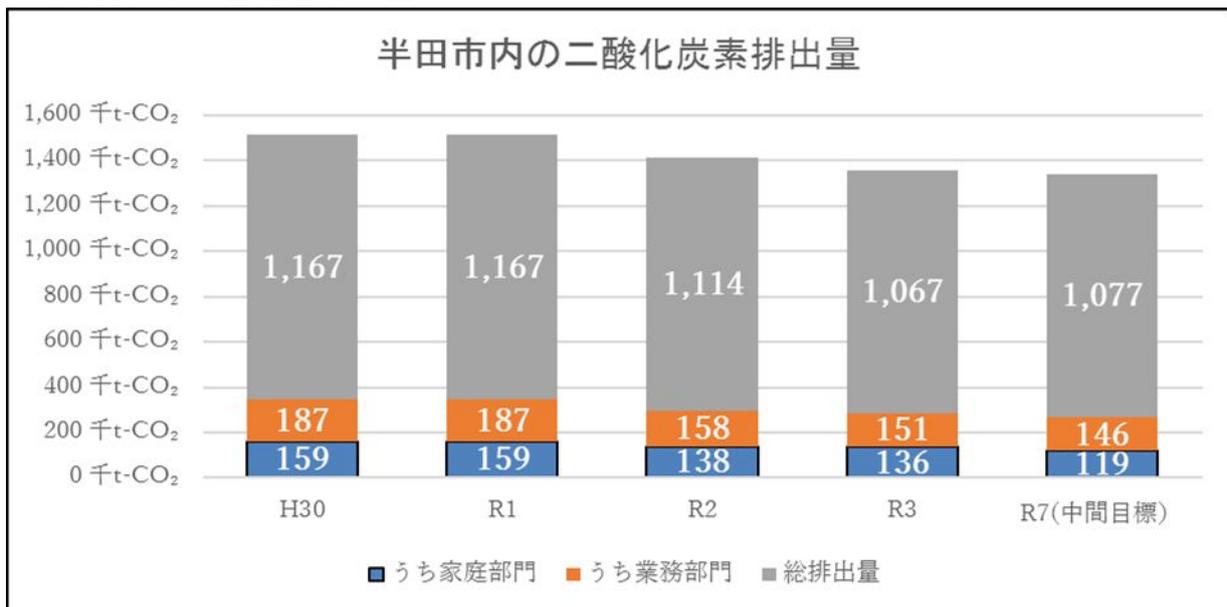


※2年遅れで公表

※特殊車両・被けん引等は除く。資料：「愛知県統計年鑑」

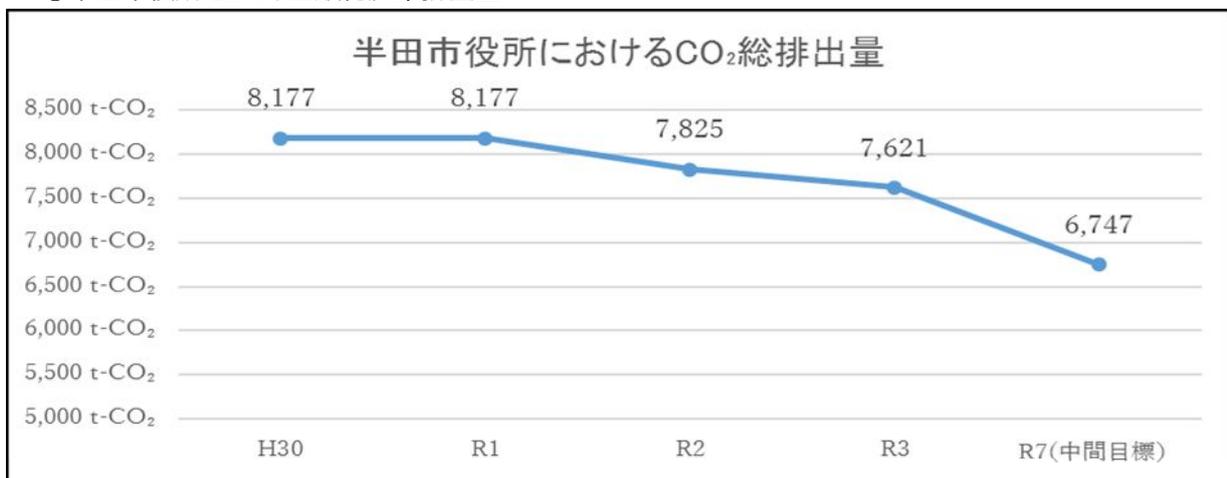
(5) 脱炭素

①半田市内の二酸化炭素排出量



資料：「半田市」(環境課)

②半田市役所における二酸化炭素排出量



資料：「半田市」(環境課)

2. 資源循環社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄の仕組みを見直し、リデュース・リユース・リサイクルの3Rと廃棄物の適正処理により環境への負荷を低減し、資源循環社会づくりを進めます。」

■ 施策の展開

2-1 3Rを推進する

2-1-1 家庭系ごみの減量化・資源化を促進します。

- ① 家庭系ごみ減量化と資源分別の徹底
- ② プラスチックごみ削減の啓発
- ③ 食品ロスの削減の啓発
- ④ 市民参加によるリユース・リサイクルの推進
- ⑤ 資源化対象収集品目の拡大

2-1-2 事業系ごみの減量化・資源化を促進します。

- ① 事業系ごみ減量の啓発
- ② プラスチックごみ削減の啓発
- ③ 食品ロスの削減の啓発
- ④ バイオマス資源としての事業系一般廃棄物（厨芥類）の活用

2-2 廃棄物を適正に処理する

2-2-1 廃棄物を適正に処理します。

- ① ごみ分別の啓発・指導
- ② 不法投棄防止対策の強化
- ③ 広域ごみ処理施設の建設と適正処理の推進
- ④ 一般廃棄物最終処分場の建設

◆ 施策の進捗を見る指標・目標

指標名	現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
市民1人1日当たりのごみ排出量	936 g/人・日	890 g/人・日	860 g/人・日
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	578 g/人・日	510 g/人・日	450 g/人・日



(指標・目標の状況)

指標名	R1	R2	R3
市民1人1日当たりのごみ排出量	936 g/人・日	992 g/人・日	817 g/人・日
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	578 g/人・日	646 g/人・日	468g/人・日

■ 主な実施事業等

ごみ減量等推進員制度（3Rアドバイザー）

市民のごみ減量に対する意識向上を図るため、地域におけるごみ分別の徹底、リサイクルの推進、ごみの出し方等への指導や助言を行う「ごみ減量等推進員（3Rアドバイザー）」を継続的に委嘱し、各地域でごみステーション等の巡視活動を実施しました。

3Rアドバイザー委嘱計：598名

ごみ出し冊子

「家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」冊子を各戸に配布し、正しいごみの出し方の周知を行いました。市内在住の外国籍市民には、ポルトガル語版、英語版、中国語版及びベトナム語版の4言語を配布しました。

ごみ分別アプリ

ごみや資源の出し方などを手軽に調べられるスマートフォンアプリ「さんあ〜る」を配信し、正しいごみの出し方の周知を行いました。

登録者数：6,675名

食品ロス削減啓発

各家庭に配布する分別冊子による啓発や、食品ロス削減月刊を設け、市報における啓発を行いました。

アスパ無料配布

生ごみをたい肥化する際の悪臭を和らげるアスパを各公共施設で無料配布し、生ごみのたい肥化を推進しました。

配布数：77,070袋

生ごみ堆肥化容器等設置の推奨

生ごみ堆肥化容器の購入者に対して、購入金額の補助を行い、ごみ減量と処理経費削減を図りました。

交付実績：206件

公共資源回収ステーション

資源排出機会を拡大するため、公共資源回収ステーションを開設し、家庭ごみの資源化推進と分別徹底によりごみの減量を図りました。

箇所：2か所

剪定枝粉碎機貸出事業

一般家庭で発生する庭木等の剪定枝を粉碎機でチップ化し、発酵堆肥や庭木根元の雑草抑止などで利用してもらうため、剪定枝粉碎機の無料貸出を行いました。

貸出：35件

リユース情報サイトの啓発

ホームページや、毎年作成している「家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」冊子でジモティーを紹介するなど、市民のリユース活動促進に向けた啓発を行いました。

廃食用油の分別回収

専用回収箱をクリーンセンターと市内公共施設に設置し、分別回収を実施しました。

回収量：6,655ℓ

不法投棄防止対策

不法投棄の未然防止・再発防止のため、市民等の要望に応じて警告看板を設置して啓発するとともに、自治区と協力してごみステーションに監視カメラを設置しました。

防犯カメラ設置：14か所

家庭系ごみ有料化

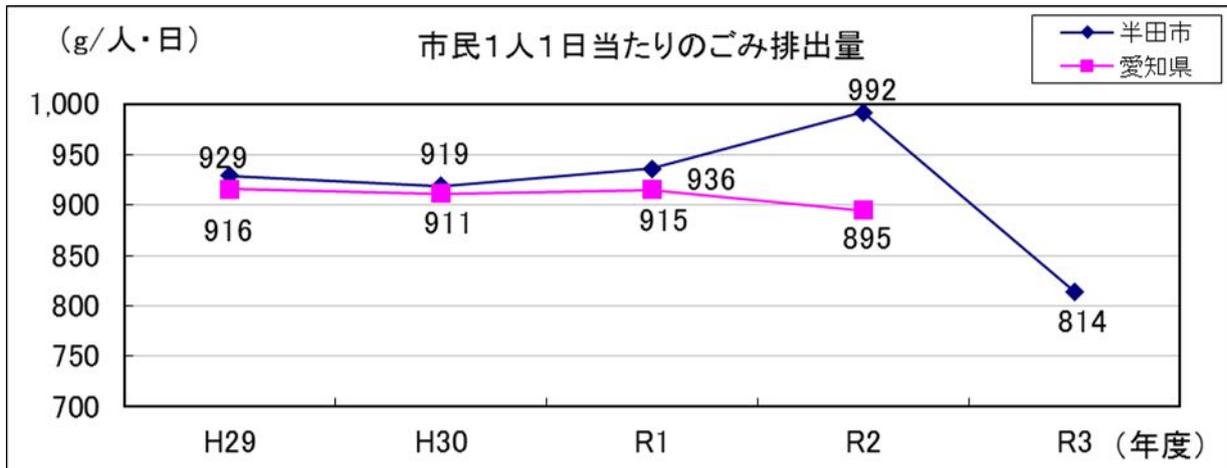
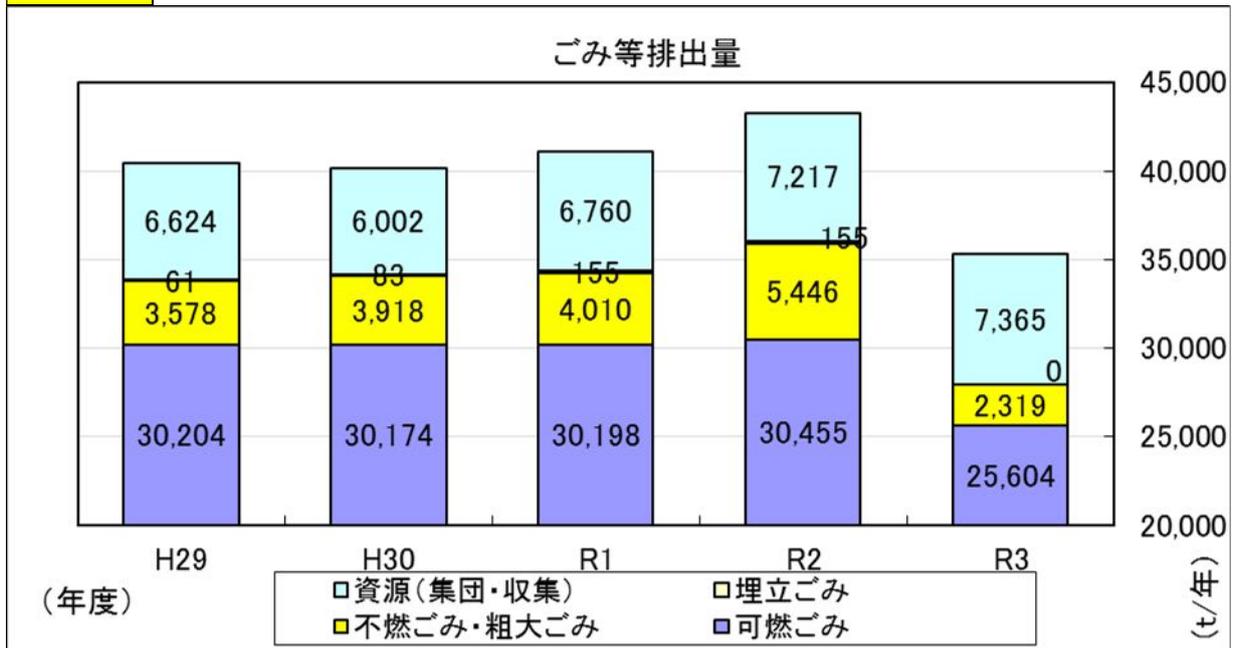
ごみ減量と資源化推進、ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保、ごみ処理経費の削減と将来の負担の軽減を目的として、令和3年度から家庭系ごみ有料化を実施しました。

広域ごみ処理施設

令和4年度からの供用開始に向け、2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町）による共同ごみ処理施設「知多南部広域環境センター（ゆめくりん）」を建設しました。

■環境状況等

(1)ごみ



※一人一日当たりのごみ排出量 = (収集ごみ + 直接搬入 + 集団搬入) / (人口 × 365)

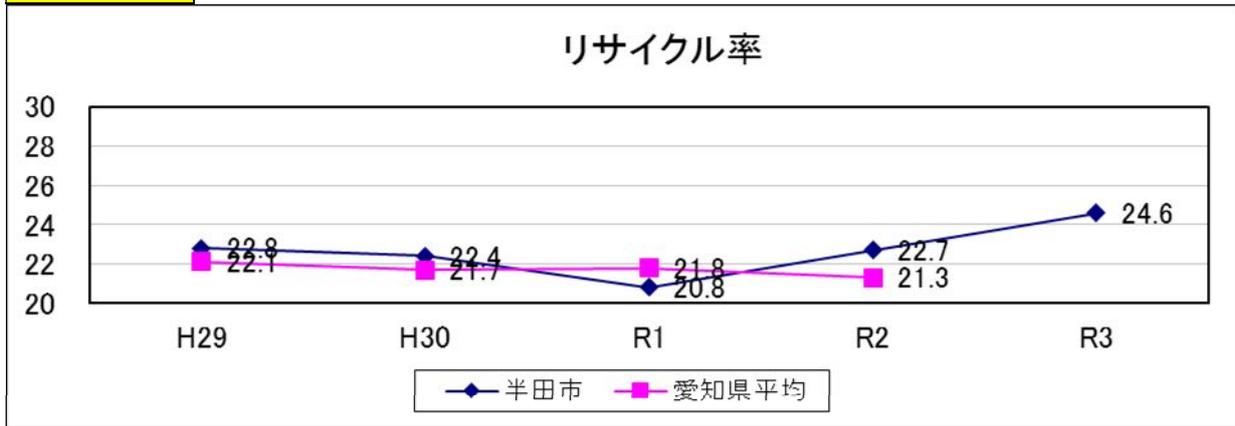
資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」(愛知県)
「半田市」(環境課)

ごみ搬入及び処分量 (単位：トン)

区分	種類	年 度				
		H29	H30	R1	R2	R3
家庭系	可燃ごみ	21,630	21,460	21,542	22,880	18,231
	不燃ごみ	3,445	3,764	3,873	5,328	2,079
事業系	可燃ごみ	8,574	8,714	8,656	7,575	7,373
	不燃ごみ	133	154	137	118	240
搬入量計	可燃ごみ	30,095	30,174	30,198	30,455	25,604
	不燃ごみ	3,434	3,918	4,010	5,446	2,319

資料：「半田市」(環境課)

(2) リサイクル



リサイクルの状況 (単位：トン)

区 分		品目別回収量				
		H29	H30	R1	R2	R3
収集回収	プラスチック製容器包装	1,218	1,205	1,208	1,171	1,341
	ペットボトル	335	373	382	414	407
	紙製容器包装・その他紙類	526	496	500	530	599
資源回収	新聞紙	1,699	1,317	1,440	1,046	1,003
	雑紙	655	523	603	536	486
	ダンボール	603	517	584	509	482
	古着	60	51	62	63	72
	スチール缶	38	35	31	32	41
	空きビン	318	305	291	281	300
	アルミ缶	107	103	100	101	104
紙バック	27	30	32	24	29	
施設回収	紙類 (新聞紙・雑誌・ダンボール・ 紙製等)	331	297	282	317	298
	鉄くず	492	540	595	768	415
	刈草・剪定枝 (R1～)	—	—	214	662	803
合 計		6,412	5,792	6,324	6,454	6,380

資料：「半田市」(環境課)

3. 自然共生社会

「公園や水辺など身近な自然に親しみふれあえる場を創出するとともに、河川・ため池・農地等の自然環境を保全し、生物多様性の保全と生態系の適正な維持を図り、自然共生社会づくりを進めます。」

■ 施策の展開

3-1 身近な自然を保全・創出する

3-1-1 身近に自然と親しめる空間を創ります。

- ①自然環境に配慮した新たな公園整備
- ②自然環境に配慮したため池の整備・管理
- ③自然環境に配慮した施設管理の推進
- ④緑の保全・地域緑化の推進
- ⑤ビオトープの整備

3-1-2 自然とふれあえる機会を創ります。

- ①自然観察会の開催
- ②かいどり活動の実施支援
- ③環境マップの作成

3-2 生物とその生息環境を守る

3-2-1 在来種の保全と特定外来生物の対策を進めます。

- ①河川やため池における水生生物調査の実施
- ②特定外来生物の調査と適切な対応
- ③かいどり活動の実施支援【再掲】

3-2-2 生物の生息環境である自然を保全します。

- ①水辺空間における生物生息空間の確保
- ②緑の保全・地域緑化の推進【再掲】
- ③広域連携による生態系ネットワークの形成

3-2-3 農地の多面的機能を維持します。

- ①優良農地の確保
- ②耕作放棄地の抑制
- ③環境保全型農業の推進
- ④ため池や水路等の地域資源の維持・修繕
- ⑤地産地消の推進
- ⑥学校給食への地元農産物の使用

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
1人当たりの公園・緑地面積		8.5 m ² /人	8.7 m ² /人	9.0 m ² /人
地域の特性を活かした自然環境が確保されていると思う市民の割合		41.2 %	50 %	60 %
水生生物調査で確認された在来種の種数	河川	24種(4地点)	24種	24種
	ため池	19種	19種	19種
耕作放棄地の面積		33.4 ha	31.8 ha	37.8 ha



(指標・目標の状況)

指標名		R1	R2	R3
1人当たりの公園・緑地面積		8.5 m ² /人	8.5 m ² /人	8.6 m ² /人
地域の特性を活かした自然環境が確保されていると思う市民の割合		41.2 %	—	—
水生生物調査で確認された在来種の種数	河川	24種(4地点)	— <small>※コロナにより中止</small>	11種 <small>※悪天候により2河川の結果</small>
	ため池	19種	—	—
耕作放棄地の面積		33.4 ha	28.8 ha	29 ha

■ 主な実施事業等

南狭間池公園整備

南狭間池公園において、水と緑に囲まれた憩いの場の創出を図るため、自然の起伏を活かして公園敷地の造成及び園路を形成する工事を実施しました。

童話の森で。プロジェクト

新美南吉記念館の童話の森や谷地を南吉童話の世界観が感じられる魅力ある空間にするため、官民協働による森の間伐や清掃を行いました。

緑地等植栽

民有地緑化工事に、あいち森と緑づくり事業を活用し、まちなかの緑化を推進しました。

3件

ビオトープの整備

生活科や理科の授業において、校内のビオトープや観察池、水槽を活用して、身近な生物の観察や飼育を行いました。

自然体験・観察会

親子を対象とした自然観察会を実施しました。

実施日	場所	内容
8月7日	半田運動公園	ナイトハイク
10月2日	任坊山公園	アサギマダラに会えるかな

全2回（3回は中止）：参加者 65名

水生生物調査

小中学校理科部会と協働で、市内のため池における水生生物等の生息状況調査を行いました。

阿久比川・神戸川

環境マップ作成

身近な環境を知り、考えるため、環境に関する様々な情報で環境マップ（水辺マップ&すごろく）を作成し、環境学習イベント参加者へ配布しました。

特定外来生物の駆除啓発

市ホームページにて啓発するとともに、市民からの問い合わせにも適正な駆除方法を案内しました。

農地パトロール

農業委員会による農地パトロール及び耕作放棄地全体調査を実施し、耕作放棄地や無断転用の実態把握を行いました。

遊休農地の利用意向調査

遊休農地と判定された農地の耕作者に対して利用意向調査を実施し、農地の貸出希望者に対しては個別に説明して耕作者につなぎ、利用調整を行うことで、耕作放棄地の新規発生を予防しました。

環境保全型農業支援対策事業

意欲ある農業者が行う、環境保全に効果の高い営農活動の取組みに対して補助をし、地球温暖化や生物多様性に効果の高い営農活動の普及・拡大を行いました。

児童体験農業

体験を通じた食育の推進として、保育園、小学校にて作付から食べるまでの農業体験学習を地元農家と協力して実施しました。

実施回数：8回

学校給食への地元農産物の使用

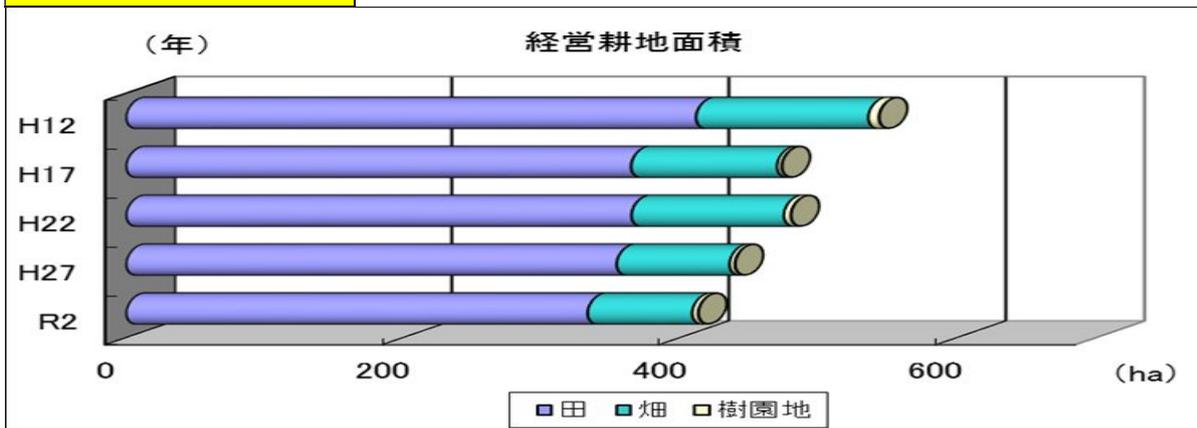
白米及び鶏卵については、半田市産を使用し、調味料（酢、酒、みそ、ソース及び濃口醤油）については、市内企業が製造したものを使用し、地産地消の推進を図りました。

学校給食週間

学校給食週間を学期に一回設け、半田市、知多半島、県内の地場産物を活用し、郷土料理等を取り入れた特別メニューを提供し、地元への愛着や食への興味関心を醸成しました。

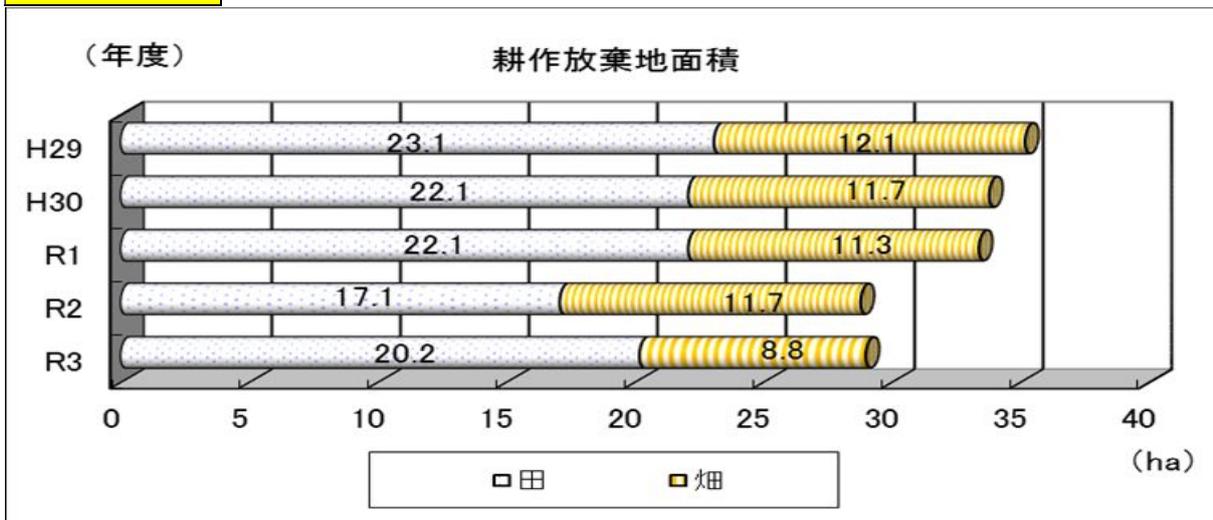
■環境状況等

(1) 経営耕地面積【5年毎】



資料：「農業センサス」

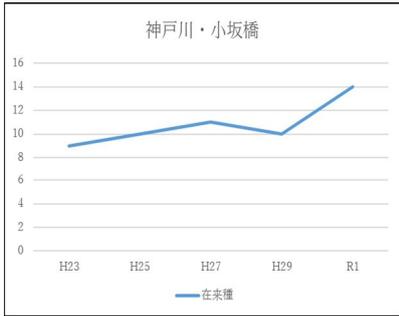
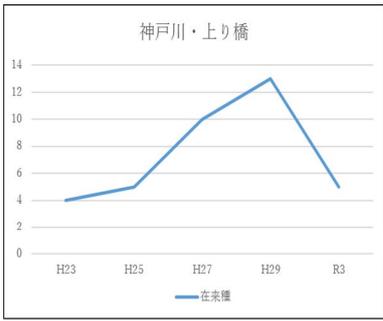
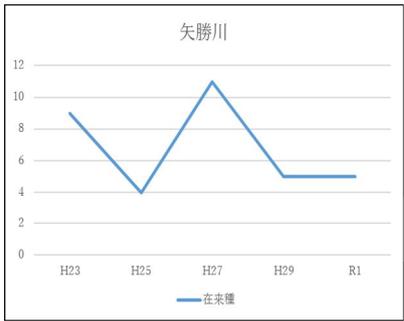
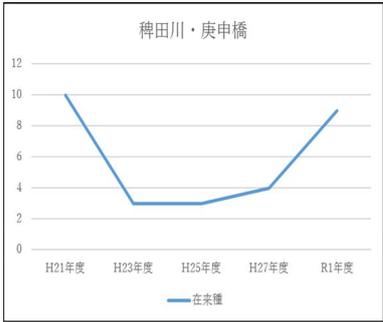
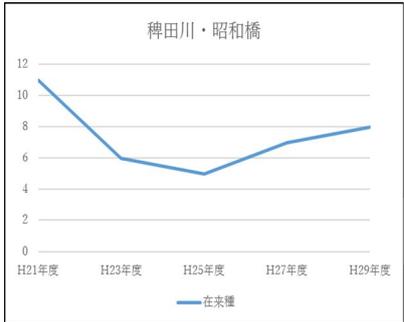
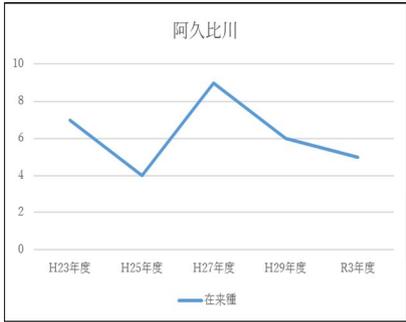
(2) 耕作放棄地



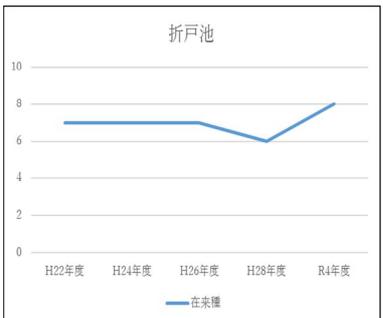
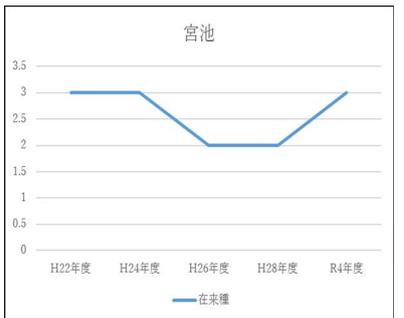
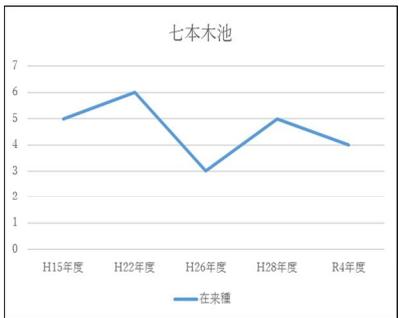
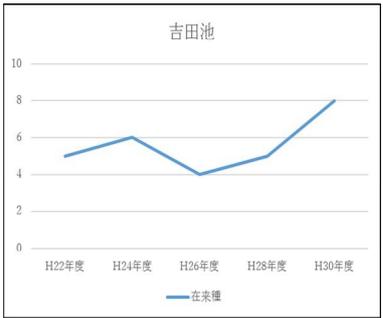
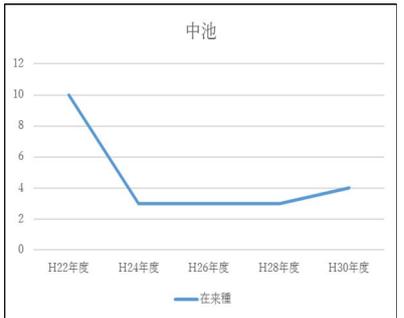
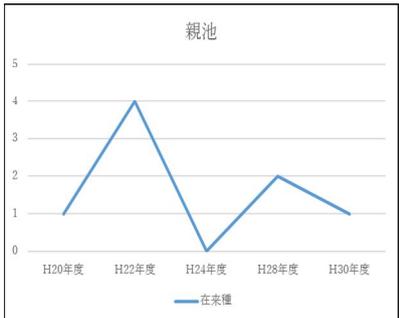
資料：「半田市」(経済課)

(3) 水生生物調査 (在来種)

○河川



○ため池



4. 安心・快適社会

「公害防止の徹底や、悪臭などのないきれいで良好な生活環境の維持・保全を図るとともに、半田らしい良好な景観の保全・形成を進め、安心・快適社会づくりを進めます。」

■ 施策の展開

4-1 きれいな水や大気を確保する

4-1-1 事業活動等からの公害防止対策を徹底します。

- ①大気質・水質、騒音・振動、地盤沈下の監視
- ②環境に配慮した事業活動の促進【再掲】
- ③環境保全協定の締結工場等への立入調査

4-1-2 河川・海域・ため池の水質を改善します。

- ①河川・海域・ため池の水質調査
- ②河川・ため池における自然の浄化能力の確保
- ③河川の汚濁源の調査と対策
- ④下水道整備及び接続率の向上
- ⑤合併処理浄化槽の普及促進・適正管理
- ⑥海洋プラスチックごみの削減

4-2 農畜産業の環境対策を推進する

4-2-1 畜産施設から発生する臭気・水質汚濁の対策を図ります。

- ①畜産農家の臭気対策への支援
- ②家畜ふん尿のバイオマス利用の促進

4-2-2 環境に配慮した農業を進めます。

- ①ため池や水路等の地域資源の維持・修繕【再掲】
- ②環境保全型農業の推進【再掲】
- ③河バイオガス発電で生じたバイオ液肥の有効活用

4-3 快適な暮らしを確保する

4-3-1 日常生活に伴う環境問題に適切に対応します。

- ①空き地等の適正管理
- ②ペットのフン害対策
- ③地域猫活動の推進
- ④屋外燃焼行為に対する指導

4-3-2 潤いとやすらぎを感じる良好な景観の保全・形成を図ります。

- ①半田らしい魅力のある景観形成
- ②無電柱化による都市景観の向上
- ③自然環境に配慮した新たな公園整備【再掲】
- ④自然に配慮した公園の整備・管理
- ⑤アダプトプログラム等による公共施設美化の推進
- ⑥ポイ捨て防止の推進
- ⑦指定保存樹等の維持管理と保護

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
大気や水質等に関する不安のない生活環境が保全されていると思う市民の割合		41.9 % (R2)	50 %	60 %
大気汚染に係る環境基準達成率	二酸化硫黄	100 %	100 %	100 %
	二酸化窒素	100 %	100 %	100 %
	浮遊粒子状物質	100 %	100 %	100 %
	光化学オキシダント	-	100 %	100 %
	ダイオキシン類	100 %	100 %	100 %
河川BOD	十ヶ川	1.8 mg/ℓ	現状維持	現状維持
	阿久比川	2.3 mg/ℓ	現状維持	現状維持
	神戸川	4.8 mg/ℓ	現状維持	現状維持
	稗田川	5.5 mg/ℓ	5.0 mg/ℓ	5.0 mg/ℓ
	矢勝川	9.6 mg/ℓ	7.0 mg/ℓ	5.0 mg/ℓ
下水道接続率		86.3%	92.3%	95.6%



(指標・目標の状況)

指標名		R1	R2	R3
大気や水質等に関する不安のない生活環境が保全されていると思う市民の割合		—	—	—
大気汚染に係る環境基準達成率	二酸化硫黄	100 %	100 %	100 %
	二酸化窒素	100 %	100 %	100 %
	浮遊粒子状物質	100 %	100 %	100 %
	光化学オキシダント	-	0%	0%
	ダイオキシン類	100 %	100 %	100 %
河川BOD	十ヶ川	1.8 mg/ℓ	2.0 mg/ℓ	1.9 mg/ℓ
	阿久比川	2.3 mg/ℓ	2.8 mg/ℓ	2.7 mg/ℓ
	神戸川	4.8 mg/ℓ	2.9 mg/ℓ	3.1 mg/ℓ
	稗田川	5.5 mg/ℓ	5.7 mg/ℓ	5.1 mg/ℓ
	矢勝川 () 5地点の値 注1	9.6 mg/ℓ	10.4 mg/ℓ (11.4mg/ℓ)	13.9mg/ℓ (11.6mg/ℓ)
下水道接続率		86.3%	87.0%	87.6%

注1 矢勝川は令和2年度から調査地点を2か所から5か所で実施したため併記する。

■ 主な実施事業

大気汚染調査

市内の大気汚染の状況を把握、監視するため、市内 2 地点で大気汚染調査を実施しました。

令和 3 年度分析調査地点・調査項目

調査項目 調査場所	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オゾン	ダイオキシン類
花園町 3 丁目					○
東洋町 1 丁目	○	○	○	○	○

※東洋町 1 丁目の調査は、愛知県が実施しています。

騒音監視

市内の騒音の状況を把握、監視するため、市内 5 地点での騒音調査を実施しました。

令和 3 年度騒音調査地点及び調査結果

測定場所		昼間（6 時～22 時）		夜間（22 時～6 時）	
		測定値	環境基準	測定値	環境基準
自動車騒音	碧南半田常滑線	69	70	63	65
一般騒音 (道路に面する地域外)	花田町 3 丁目（1 種住居）	55.7	55	46	45
	清城町 1 丁目（1 種中高層住居）	50.6	55	39.5	45
	花園町 3 丁目（1 種中高層住居）	49.1	55	40	45

水質汚濁監視

市内の河川・ため池・海域等の公共用水域で水質汚濁の状況を把握、監視するため、阿久比川を始めとする 25 地点で調査を実施しました。

河川は底質、海域は底質及び魚介類についても併せて調査し、また公共施設の地下水についても調査しました。

令和 3 年度分析調査地点・調査項目

測定項目 測定地点			水 質			底 質	魚介類	地下水
			一般項目	生排項目	有害物質			
1	矢勝川	5 地点	○					
2	十ヶ川	1 地点	○					
3	半田運河	1 地点	○					
4	ため池	3 地点	○	○				
5	神戸川	3 地点	○	○	○	○		
6	阿久比川	3 地点	○	○	○	○		
7	稗田川	3 地点	○	○	○	○		
8	海域	6 地点	○	○	○	○		
9	海域	1 地点					○	
10	公共施設	1 地点						○
調査地点計			25	18	15	15	1	1

環境保全協定

半田市と環境保全協定を締結している事業所において、各事業所から発生する大気、水質、騒音、振動、臭気の測定結果の報告を求めました。

環境保全協定等締結事業所数（令和 4 年 3 月末現在）

環境保全協定	公害防止協定	農薬に関する協定
42	1	1

公共下水道整備・接続率向上

未接続世帯・集合住宅・水道の大口使用者等に対し、戸別訪問を行い、接続率の向上を図りました。また、市内 13 小学校において出前講座を実施し、上下水道の仕組みや役割の理解を深めてもらう PR 活動を実施した。

合併処理浄化槽の普及促進

浄化槽清掃業許可業者から実績報告書の提出を受け、下水道接続・浄化槽廃止・清掃実施日を確認し、台帳整備をしました。（下水道接続・居住確認は未実施）

下水道整備区域外における合併浄化槽の割合

区分	件数	割合
合併	1,225 件	36.6%
単独	1,859 件	55.6%
生し尿	260 件	7.8%
合計	3,344 件	

畜産農家の臭気対策支援・臭気監視指導

堆肥を市外に搬出するための運搬費・消臭用コーヒークラフトの購入費・消臭薬剤の購入費に対して補助を実施しました。

市内の畜産施設において、年 3 回、延べ 80 件の臭気測定を行った結果、77 件については、市が注意喚起の目安とする臭気指数 15 以下の基準を満たしていました。基準を満たしていなかった畜産農家に対しては、測定結果を直接手渡し、臭気の低減に努めるよう、助言・指導を行いました。また、今後の臭気対策の参考とするよう、測定結果をすべての畜産農家に通知しました。

令和 3 年度 畜産施設における臭気指数測定結果

測定月	測定施設数	法基準 ^{※1} 適合施設数 (うち、市の注意喚起目安 ^{※2} 超過施設数)	法基準超過施設数
令和 3 年 6 月	54	51 (3)	3
令和 3 年 12 月	13	13 (0)	0
令和 4 年 2 月	13	13 (0)	0

※ 1 法基準…対象施設のある地域についてはすべて「臭気指数 18」以下。

※ 2 市の注意喚起目安…「臭気指数 15」（対象施設のある地域の基準より 1 段階厳しい基準）

* 測定は、施設の敷地境界で採取した臭気により行います。

【参考】臭気指数ごとのにおいの感じ方の目安

・臭気指数 15…らくに感知できるにおい ・臭気指数 18…らくに感知できるにおい～強いにおい

畜産ふん尿のバイオマス利活用

半田市バイオマス産業都市構想が計画どおりに進捗できるよう、国・県・市の関係機関・関係部局との調整や、構想に掲げるプロジェクトの実施事業者への支援を行い、令和 3 年度にバイオガス発電施設が稼働できた。

生活環境に関する相談対応

屋外燃焼行為、ペット等のフンによる害、空地の雑草繁茂など日常生活に関する相談について、原因者に文書で改善を依頼するなどの対応を行いました。また、対応方法を整理した「雑草及び樹木に関する苦情受付マニュアル」を作成し、活用した。

種 別	H29	H30	R1	R2	R3
雑草繁茂	100 件	137 件	172 件	185 件	166 件
大気汚染（燃やし）	29 件	25 件	40 件	45 件	50 件
水質汚濁	2 件	3 件	3 件	4 件	7 件
土壌汚染	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
騒音	29 件	19 件	19 件	21 件	21 件
振動	1 件	6 件	3 件	5 件	3 件
悪臭（畜産臭気等）	12 件	11 件	34 件	26 件	33 件
その他 （不法投棄、犬・猫の フン、粉塵・砂埃等）	30 件	44 件	108 件	172 件	148 件
計	203 件	245 件	380 件	458 件	429 件

地域猫活動の推進

地域住民とキャットサポーターの支援、不妊去勢手術補助制度の活用、地域への周知・広報活動、資材の貸出等を行い、地域猫活動を支援しました。

景観計画の実行

景観法及び半田市ふるさと景観条例に基づき、届出が必要になる行為について景観アドバイザーによる助言・指導を行いました。

相談件数：60件

景観意識の啓発

景観形成重点地区の住民参加型ワークショップなどを行い、市民の意見を反映した半田市ふるさと景観計画を改定し、優れた景観の保全・形成への意識醸成に努めた。

アダプトプログラムの推進

活動場所・活動頻度・活動人数等の活動状況を確認し、活動者の希望提供資材や制度を把握し、活動を支援した。

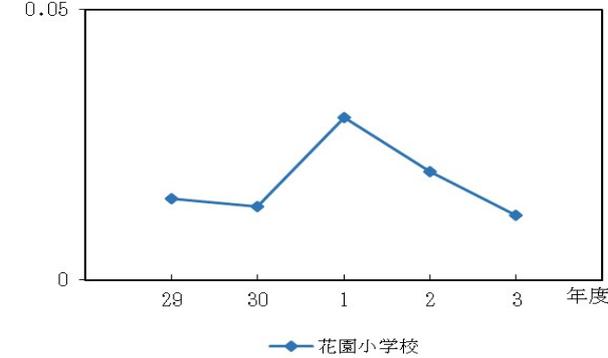
登録者数：7,085人

■環境状況等

(1) 大気測定結果

○ダイオキシン類

(pg-TEQ/m³) ダイオキシン類 年平均値の経年変化

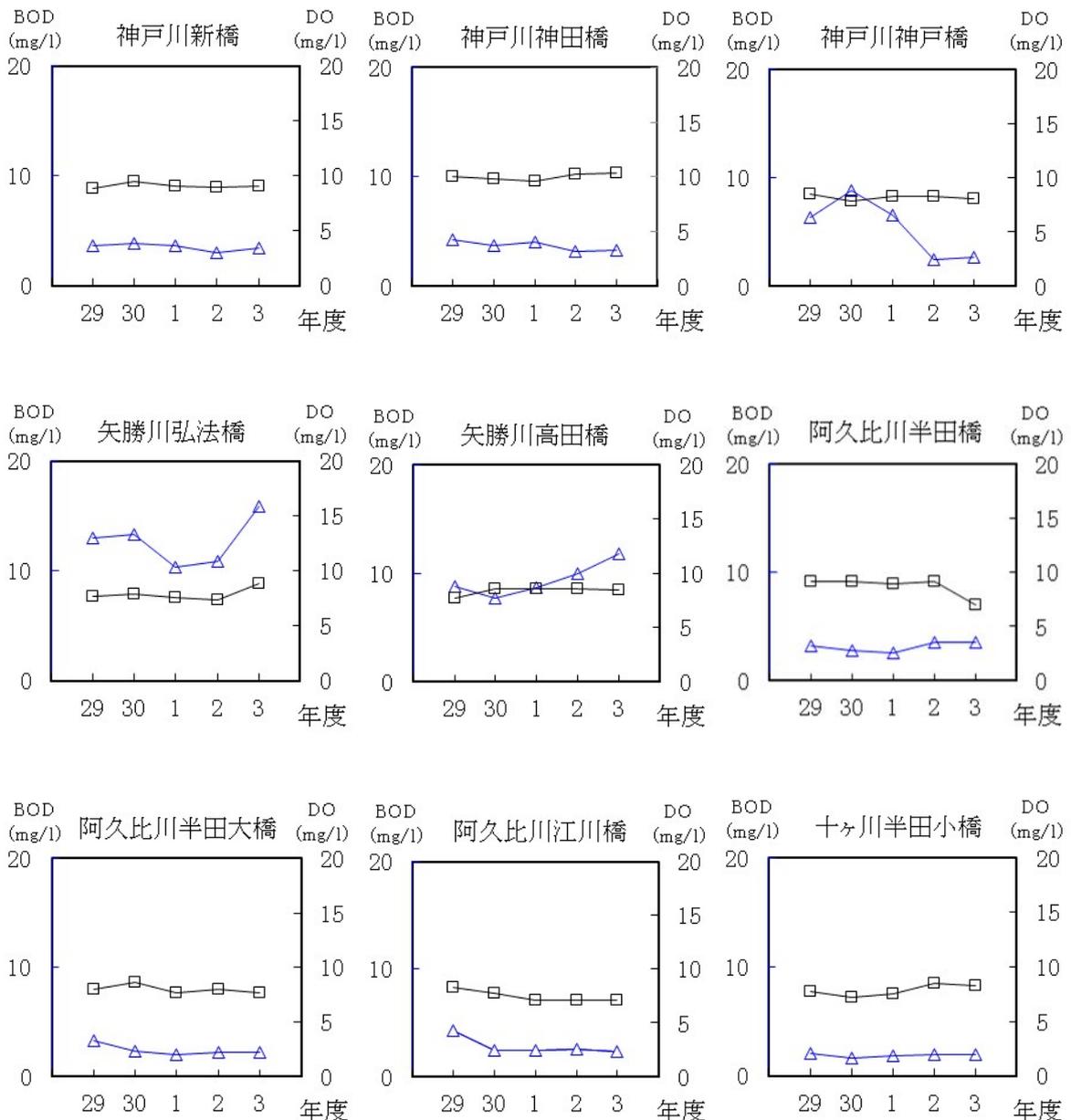


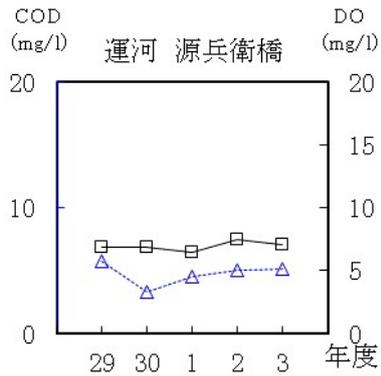
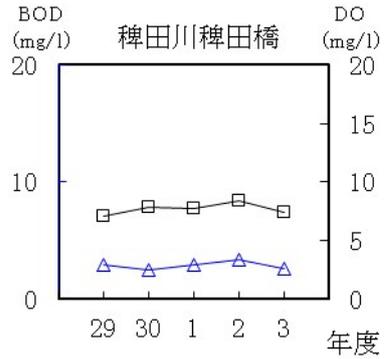
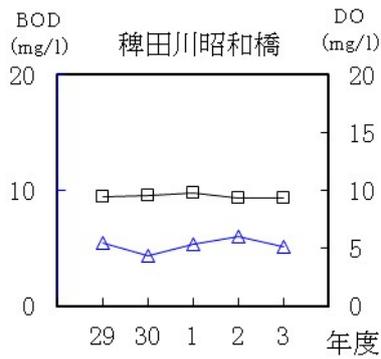
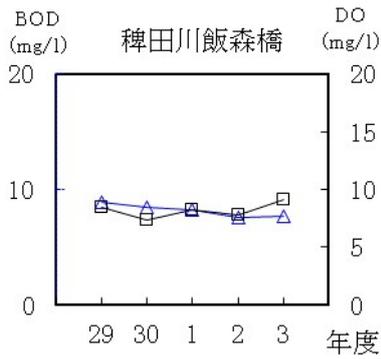
※大気的环境基準

項目	ダイオキシン類
環境基準	年平均 0.6pg-TEQ/m ³

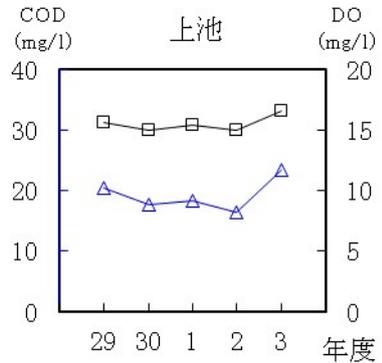
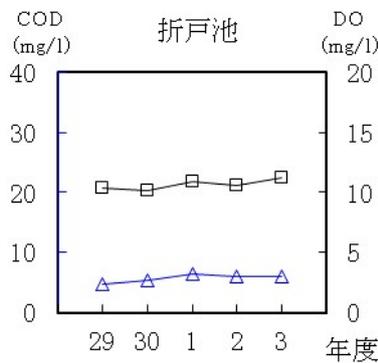
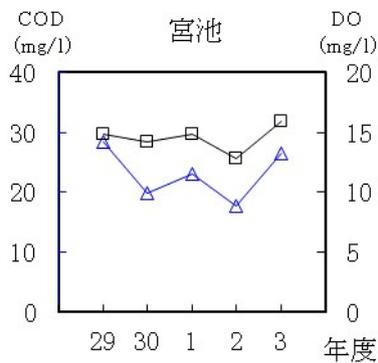
(2) 水質調査結果

○河川 (BOD【生物化学的酸素要求量】・DO【溶存酸素量]) BOD —△— DO —□—

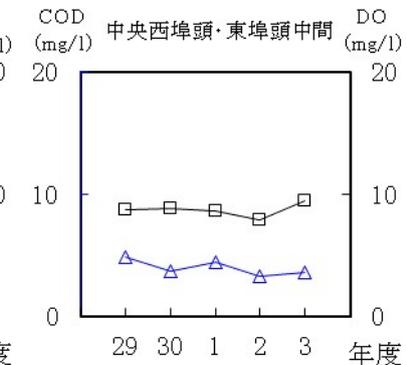
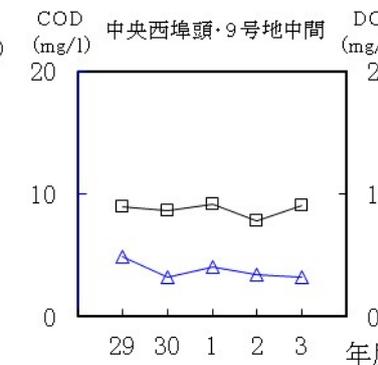
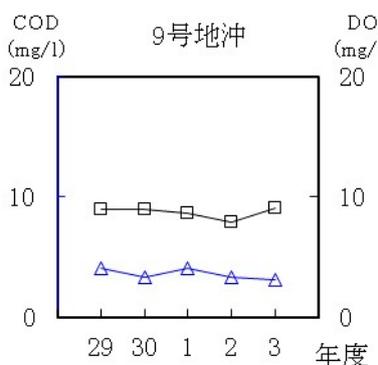


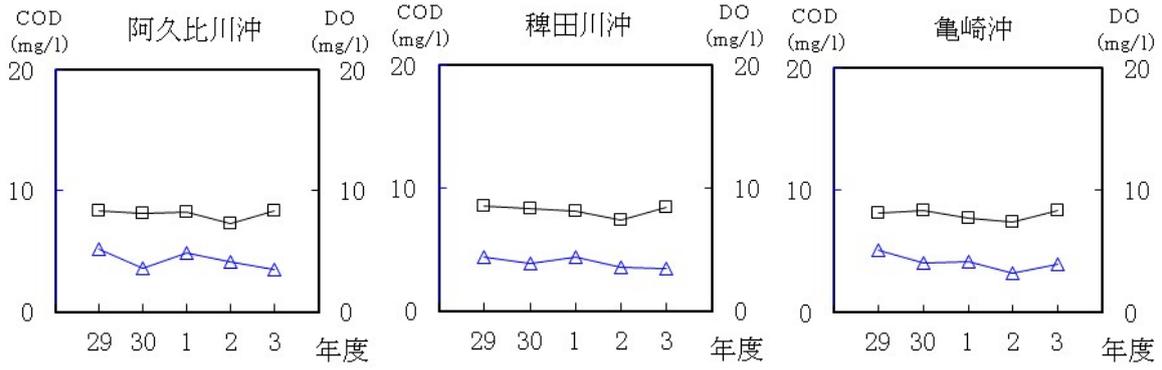


○ため池 (COD【化学的酸素要求量】・DO) COD—△— DO—□—

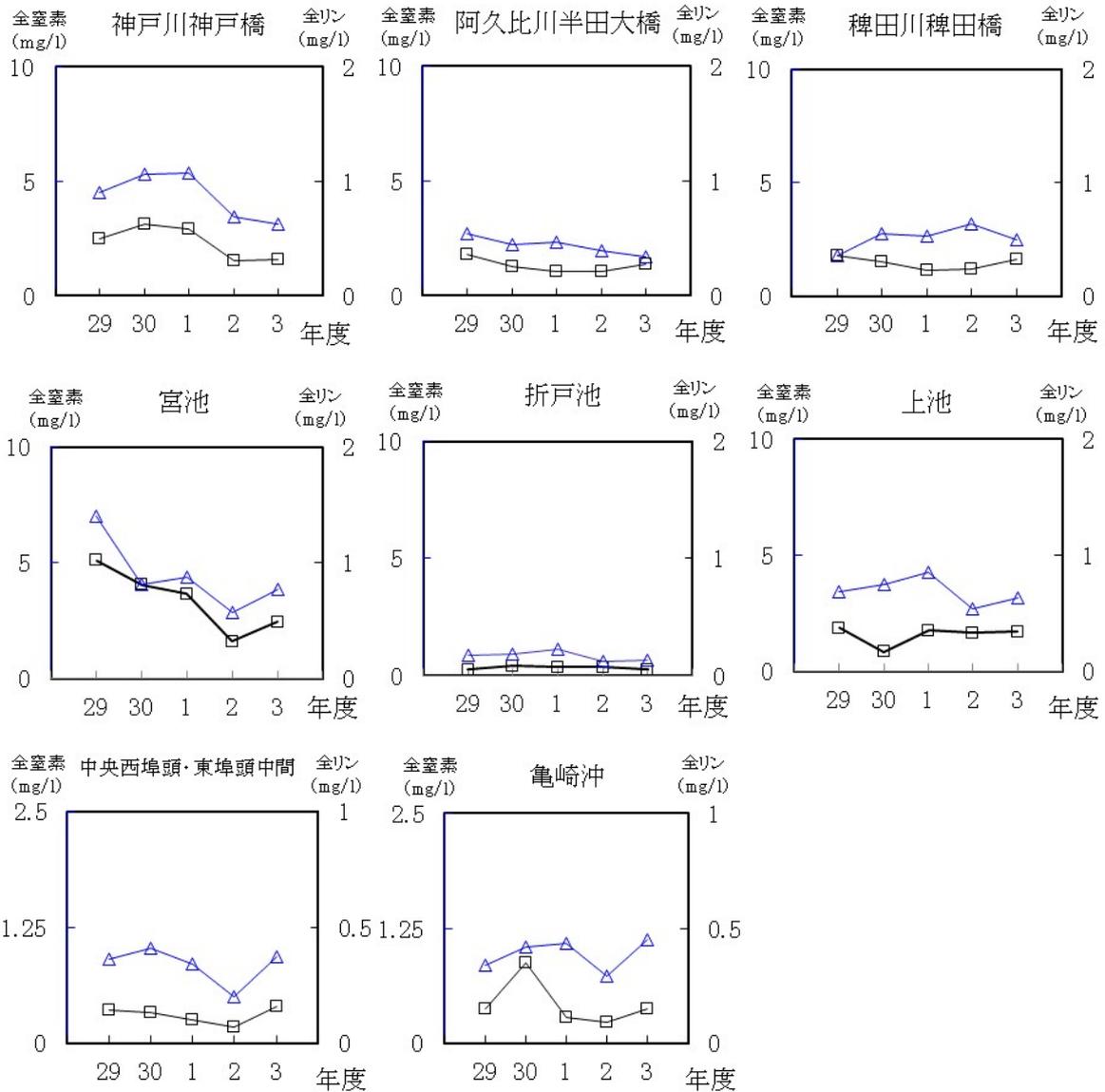


○海域 (COD・DO) COD—△— DO—□—





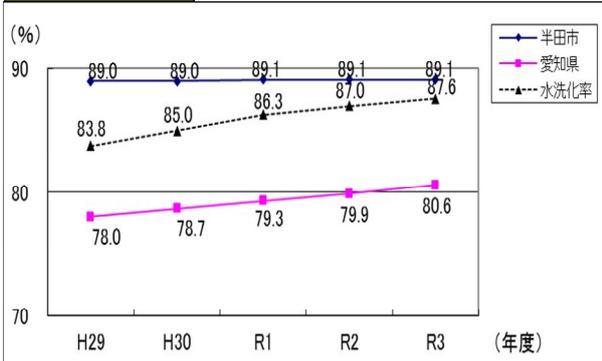
○河川・ため池・海域（全窒素・全りん） 全窒素—△— 全りん—□—



※水質に係る生活環境の保全に関する環境基準

項目	pH	BOD	COD	SS	DO
河川（C類型） ※市内で適用される河川は阿久比川のみ	6.5～8.5	5.0 以下	/	50 以下	5.0 以上
ため池（C類型） ※市内に適用されるため池なし	6.0～8.5	/	8.0 以下	/	2.0 以上
海域（C類型）	7.0～8.3	/	8.0 以下	/	2.0 以上

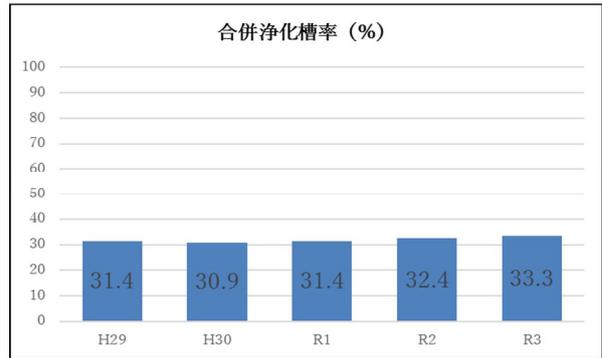
(3) 生活排水



※下水道普及率=処理区域内人口/総人口×100

※水洗化率=水洗化人口/処理区域内人口×100

資料:「愛知県」、「半田市」(下水道課)



※合併浄化槽率=

下水道整備区域外合併処理浄化槽設置基数/下水道整備区域外浄化槽設置基数

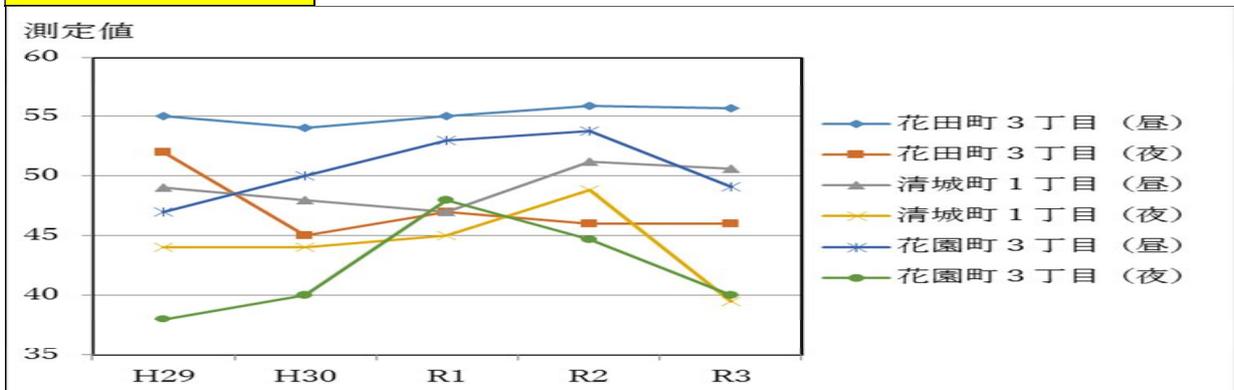
資料:「半田市」(環境課)

浄化槽設置基数および清掃状況

年度	設置基数	清掃基数	清掃率
29	7,505	6,110	81.4%
30	7,476	6,248	83.6%
1	7,415	6,210	83.7%
2	7,428	5,970	80.4%
3	7,423	6,222	83.8%

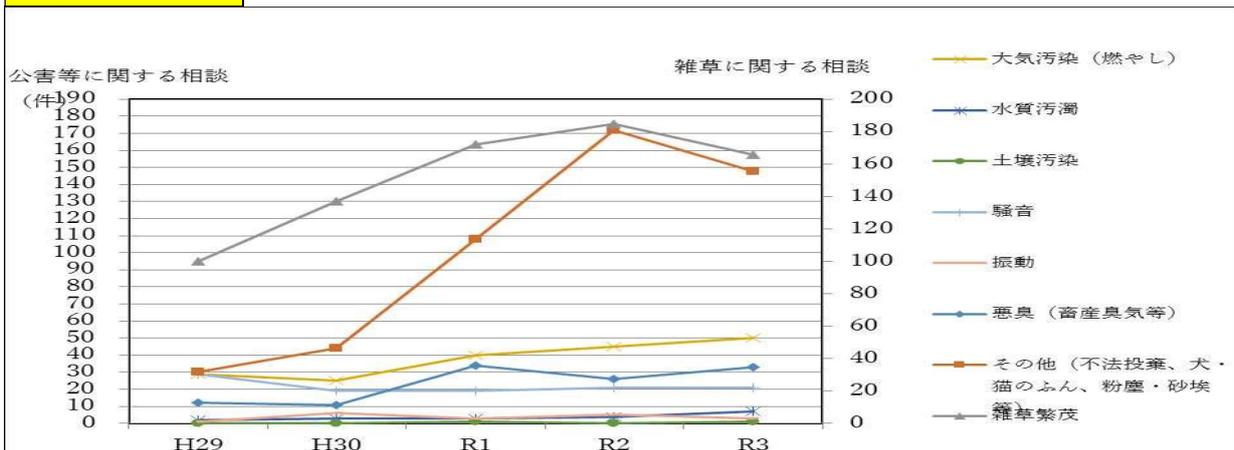
資料:「半田市」(環境課)

(4) 騒音・振動測定結果



資料:「半田市」(環境課)

(5) 公害等の相談



資料:「半田市」(環境課)

5. 協働

「市民一人ひとりが環境学習を通じて環境への理解を深めるとともに、市民・事業者・行政のすべてが主体的に環境保全活動に取り組み、ふるさとの環境をみんなで守り育てます。」

■ 施策の展開

5-1 環境を学び、行動する人を増やす

5-1-1 多様な世代の環境意識の向上に取り組みます。

- ①環境学習システムの構築
- ②自然観察会の開催【再掲】
- ③環境学習情報の発信
- ④郷土愛（シビックプライド）の醸成
- ⑤農業体験の実施
- ⑥地域環境情報の収集

5-1-2 学校や事業者との連携で環境学習を進めます。

- ①学校での環境学習
- ②教職員への研修
- ③企業連携による環境学習の推進
- ④人材（環境学習指導者等）の活用

5-2 多様な主体の協働で進める

5-2-1 各主体の協働で活動を進めます。

- ①市民の環境活動の促進
- ②協働型の環境活動の推進
- ③事業者による環境パートナーシップの推進
- ④アダプトプログラム等による公共施設美化の推進【再掲】
- ⑤祭りやイベント時における環境への配慮

5-2-2 環境保全活動を支援し、担い手を育成します。

- ①市民の環境活動の促進

5-2-3 環境情報をわかりやすく体系的に発信していきます。

- ①環境情報システムの構築

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名	現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
環境学習イベントの参加者数	1,185 人	1,500 人	1,800 人
環境保全活動に参加したことがある市民の割合	58.4 %	65.0 %	70.0 %
ホームページ（自然体験・観察会）アクセス件数	324 件	480 件	720 件



（指標・目標の状況）

指標名	R1	R2	R3
環境学習イベントの参加者数	1,185 人	934 人	1,199 人
環境保全活動に参加したことがある市民の割合	58.4 %	—	—
ホームページ（自然体験・観察会）アクセス件数	324 件	447 件	756 件

■ 主な実施事業等

自然観察会

コロナ禍により制限はあったが、自然と触れ合うことで、自然の大切さや身近な環境に興味を持ち、環境保全の理解を深める自然観察会を開催しました。

実施回数：2回

はんだの魅力発見ツアー

お寺でマルシェ、半田運河周辺の散策など、自然と触れ合いながら歴史を学び、シビックプライドの醸成を図りました。

児童体験農業

地域の農業関係者と小学校が連携して、稲作体験を実施し、環境学習の推進を図りました。

実施校数：4校

環境学習出前講座

保育園や小学校、地域団体に環境に関する出前講座を実施し、地域の川や池などを利用して身近な環境について学習しました。

実施回数：3小学校、7保育園

環境学習資材作成

環境学習を楽しく行うため、水辺マップ&すどろくを掲載した下敷きを作成し、環境学習イベント参加者へ配布した。

環境保全ポスターコンクール

子どもたちの環境学習及び啓発活動の一環として、市内小中学校の児童及び生徒を対象に環境保全ポスターコンクールを実施しました。テーマ「ゼロカーボン社会とわたし」

応募：108点

環境教育研修会（生物調査）

河川やため池の水生生物の調査を行い、半田市の環境について考察し、得られた知見を各学校の環境学習に生かし、教員の指導力向上につなげました。

企業連携による環境学習の推進

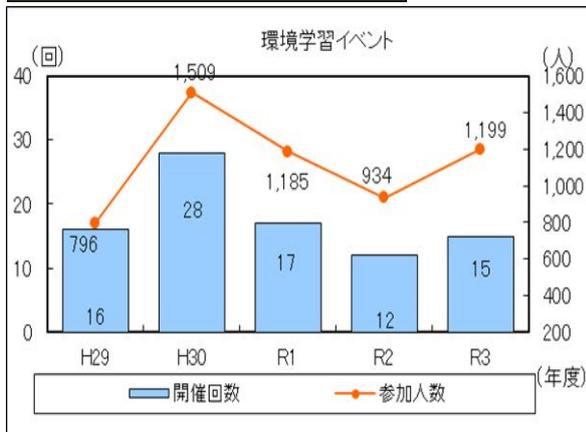
豊田ケミカル環境教育基金をもとに環境学習に必要な物品購入やアイシン環境プログラムによる専門家の指導・助言を活用し、学習内容や活動を充実することができました。

環境に配慮したイベント開催

半田運河 HOTORI brunch において、ごみ箱を設置せず、ごみの持ち帰りや出店者での処分を促すことにより、来場者や出店者にごみの削減を意識付けさせました。

■ 環境状況等

(1) 環境学習イベントの参加状況



資料：「半田市」(環境課)

(2) アダプトプログラム登録状況



資料：「半田市」(市民協働課)

(3) ポスターコンクール最優秀賞作品

小学生の部



中学生の部



(4) 環境学習資料

水辺マップ&すごろく下敷き



参 考 资 料

【水質汚濁調査結果】

< pH >

期 地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
神戸川 新 橋	7.6	7.4	7.6	7.6	8.0	7.6	7.6	7.5	7.5	7.1	7.2	7.3	7.5
神戸川 神田橋	7.5	7.6	7.6	7.5	7.7	7.5	7.6	7.3	7.5	7.2	7.3	7.4	7.5
神戸川 神戸橋	7.8	7.8	7.9	7.5	7.7	7.7	7.5	7.4	7.5	7.2	7.2	7.3	7.5
矢勝川旧半田池直下	8.1	7.8	7.7	7.7	8.2	7.9	8.2	7.8	7.7	7.5	7.6	7.7	7.8
矢勝川 池田橋	7.7	7.7	7.8	7.7	7.6	7.8	7.8	7.8	7.7	7.6	7.5	7.5	7.7
矢勝川 弘法橋	8.0	7.9	7.8	7.6	8.2	7.9	8.2	7.8	7.7	7.5	7.6	7.7	7.8
矢勝川ごんの橋北東	9.0	8.0	8.0	7.9	7.5	7.5	8.0	8.2	7.9	7.7	7.9	7.9	8.0
矢勝川 高田橋	7.8	7.7	7.9	7.8	7.6	7.8	7.8	7.8	7.7	7.6	7.5	7.5	7.7
阿久比川 半田橋	7.9	7.8	7.9	7.6	7.6	7.7	7.8	7.8	7.8	7.7	7.5	7.6	7.7
阿久比川 半田大橋	7.8	7.8	7.7	7.5	7.5	7.5	8.0	8.2	7.3	7.7	7.7	7.5	7.7
阿久比川 江川橋	7.9	7.5	7.7	7.5	7.6	7.6	8.6	7.8	8.0	7.8	7.9	7.8	7.8
十ヶ川 半田小橋	8.2	7.8	7.6	7.4	7.6	7.3	7.7	7.7	8.1	8.1	8.1	8.5	7.8
稗田川 飯森橋	7.3	7.6	7.2	8.0	7.7	7.4	7.4	7.2	7.5	7.2	7.1	7.3	7.4
稗田川 乙川昭和橋	7.7	7.5	7.4	8.0	7.6	7.4	7.8	7.3	7.4	7.3	7.4	7.3	7.5
稗田川 稗田橋	7.9	7.8	7.7	7.5	7.9	7.5	8.2	7.7	7.8	7.3	7.5	7.3	7.7
運 河 源兵衛橋	0.0	7.6	0.0	0.0	7.5	0.0	0.0	8.0	0.0	0.0	8.2	0.0	7.8
宮 池	0.0	9.2	0.0	0.0	10.7	0.0	0.0	9.7	0.0	0.0	9.9	0.0	9.9
折戸池	0.0	9.4	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	8.2	0.0	0.0	8.2	0.0	8.7
上 池	0.0	10.4	0.0	0.0	10.4	0.0	0.0	10.6	0.0	0.0	10.0	0.0	10.4
9号地沖	8.2	8.3	8.6	8.6	8.9	8.5	8.2	8.3	7.8	8.3	8.2	8.1	8.3
中央西埠頭・9号地中間	8.4	8.3	8.6	8.6	8.8	8.5	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.4
中央西埠頭・東埠頭中間	8.3	7.9	8.6	8.6	8.8	8.6	7.9	8.3	8.2	8.3	8.2	8.3	8.3
阿久比川沖	8.3	7.9	8.3	8.0	8.3	8.6	7.7	8.2	8.1	8.3	8.2	8.2	8.2
稗田川沖	8.2	7.8	8.1	8.4	8.4	8.5	7.6	8.1	8.2	8.3	8.2	8.1	8.2
亀 崎 沖	8.1	7.7	8.3	8.2	8.4	8.2	7.6	8.1	8.2	8.2	8.1	8.0	8.1

生活環境の保全に関する環境基準

	pH
阿久比川	6.5以上 8.5以下
衣浦港	7.0以上 8.3以下

< BOD >

単位：(mg/l)

期 地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
神戸川 新 橋	2.5	3.0	2.5	2.5	2.2	3.4	1.8	1.9	3.7	3.3	5.4	8.2	3.4
神戸川 神田橋	3.2	4.0	3.0	2.7	2.3	3.6	1.2	1.2	3.6	3.9	5.1	5.5	3.3
神戸川 昭和橋	2.8	4.1	2.3	2.5	2.8	2.9	1.7	0.5	2.9	2.6	3.3	4.0	2.7
矢勝川旧半田池直下	4.0	3.7	3.1	2.8	3.3	5.3	5.2	5.6	5.0	7.7	8.9	8.0	5.2
矢勝川 新生橋	50.0	7.0	3.2	2.7	2.7	3.7	7.0	2.7	10.0	21.0	8.4	14.0	11.0
矢勝川 弘法橋	15.0	11.0	6.9	5.1	5.1	5.6	9.9	18.0	5.9	9.8	58.0	41.0	15.9
矢勝川ごんの橋北東	14.0	14.0	10.0	6.9	6.9	9.2	14.0	10.0	7.7	45.0	13.0	15.0	13.8
矢勝川 高田橋	12.0	13.0	7.2	7.8	4.7	5.7	8.6	7.8	16.0	17.0	21.0	21.0	11.8
阿久比川 半田橋	2.6	3.2	2.3	3.4	2.0	2.6	2.7	1.4	3.1	6.7	4.5	7.0	3.5
阿久比川 半田大橋	1.4	2.4	1.8	1.5	2.0	2.7	1.6	0.6	1.8	2.9	3.4	3.8	2.2
阿久比川 江川橋	1.9	1.5	1.6	2.1	2.2	3.9	1.9	0.7	2.4	2.5	3.7	2.7	2.3
十ヶ川 半田小橋	1.9	1.2	1.1	2.1	1.2	3.2	1.6	1.2	1.3	1.9	3.2	2.6	1.9
稗田川 飯森橋	7.6	6.9	5.2	7.8	7.8	6.4	4.9	6.7	5.2	7.4	13.0	13.0	7.7
稗田川 乙川昭和橋	6.0	5.4	4.1	8.1	5.9	5.6	4.1	1.5	3.8	4.9	5.6	6.0	5.1
稗田川 稗田橋	2.0	2.9	1.6	1.8	3.8	3.4	5.2	1.6	1.7	2.7	2.6	2.1	2.6

生活環境の保全に関する環境基準

	BOD (mg/l)
阿久比川	5以下

<COD>

単位：(mg/l)

期 地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
運河 源平橋	0.0	6.7	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	5.1	0.0	5.1
宮 池	0.0	10.0	0.0	0.0	45.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	21.0	0.0	26.5
折戸池	0.0	5.8	0.0	0.0	5.7	0.0	0.0	6.0	0.0	0.0	6.1	0.0	5.9
上 池	0.0	13.0	0.0	0.0	26.0	0.0	0.0	35.0	0.0	0.0	19.0	0.0	23.3
9号地沖	2.8	1.0	3.4	4.8	5.2	3.0	2.0	3.9	1.9	2.6	4.5	1.6	3.1
中央西埠頭・9号地中間	1.6	2.3	4.7	4.8	4.6	3.9	2.2	5.9	2.3	1.8	3.6	0.9	3.2
中央西埠頭・東埠頭中間	3.1	3.7	4.6	5.3	6.9	3.8	1.7	3.3	3.2	2.2	3.4	2.4	3.6
阿久比川沖	2.8	3.2	4.1	4.5	4.9	5.0	3.2	2.5	3.8	2.1	3.5	2.6	3.5
稗田川沖	2.8	2.9	4.9	4.3	5.1	4.3	1.6	4.1	3.1	1.9	3.4	2.7	3.4
亀崎沖	4.0	3.7	4.0	6.2	5.9	4.3	2.8	3.5	3.2	2.1	4.2	2.8	3.9

生活環境の保全に関する環境基準

	COD (mg/l)
衣浦港	8以下

<SS>

単位：(mg/l)

期 地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
神戸川 新 橋	4.0	160.0	16.0	13.0	14.0	9.0	2.0	10.0	10.0	4.0	3.0	35.0	23.3
神戸川 神田橋	4.0	130.0	16.0	14.0	15.0	4.0	6.0	3.0	9.0	5.0	7.0	8.0	18.4
神戸川 神戸橋	3.0	84.0	13.0	10.0	25.0	13.0	10.0	7.0	19.0	4.0	6.0	11.0	17.1
矢勝川 田半田池直下	8.0	8.0	7.0	11.0	58.0	33.0	8.0	9.0	7.0	8.0	7.0	8.0	14.3
矢勝川 池田橋	14.0	10.0	10.0	10.0	24.0	14.0	6.0	6.0	8.0	11.0	7.0	10.0	10.8
矢勝川 弘法橋	27.0	46.0	24.0	19.0	58.0	33.0	8.0	9.0	7.0	8.0	7.0	8.0	21.2
矢勝川 ごんの橋北東	25.0	23.0	27.0	26.0	17.0	15.0	130.0	12.0	6.0	130.0	8.0	13.0	36.0
矢勝川 高田橋	22.0	59.0	26.0	22.0	24.0	14.0	6.0	6.0	8.0	11.0	7.0	10.0	17.9
阿久比川 半田橋	4.0	34.0	12.0	9.0	12.0	6.0	21.0	38.0	4.0	20.0	29.0	47.0	19.7
阿久比川 半田大橋	16.0	33.0	13.0	18.0	17.0	15.0	130.0	12.0	25.0	130.0	18.0	21.0	37.3
阿久比川 江川橋	7.0	44.0	16.0	10.0	14.0	10.0	34.0	17.0	9.0	19.0	22.0	22.0	18.7
十ヶ川 半田小橋	6.0	12.0	9.0	5.0	9.0	6.0	18.0	8.0	14.0	9.0	15.0	7.0	9.8
稗田川 飯森橋	15.0	24.0	13.0	29.0	37.0	23.0	18.0	22.0	10.0	7.0	11.0	17.0	18.8
稗田川 昭和橋	23.0	14.0	17.0	30.0	29.0	12.0	24.0	15.0	10.0	12.0	16.0	21.0	18.6
稗田川 稗田橋	14.0	14.0	12.0	8.0	56.0	8.0	70.0	41.0	12.0	8.0	18.0	13.0	22.8
運 河 源兵衛橋	0.0	17.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	15.0	0.0	0.0	10.0	0.0	11.8
宮 池	0.0	21.0	0.0	0.0	76.0	0.0	0.0	66.0	0.0	0.0	24.0	0.0	46.8
折戸池	0.0	6.0	0.0	0.0	6.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	12.0	0.0	11.0
上 池	0.0	28.0	0.0	0.0	52.0	0.0	0.0	59.0	0.0	0.0	17.0	0.0	39.0
9号地沖	3.0	22.0	8.0	22.0	11.0	26.0	4.0	29.0	2.0	8.0	21.0	2.0	13.2
中央西埠頭・9号地中間	4.0	25.0	9.0	17.0	19.0	16.0	12.0	13.0	4.0	24.0	8.0	2.0	12.8
中央西埠頭・東埠頭中間	4.0	23.0	8.0	19.0	14.0	23.0	7.0	9.0	6.0	19.0	8.0	3.0	11.9
阿久比川沖	3.0	17.0	6.0	14.0	9.0	10.0	16.0	7.0	6.0	20.0	10.0	4.0	10.2
稗田川沖	5.0	15.0	5.0	12.0	11.0	18.0	8.0	11.0	5.0	20.0	8.0	4.0	10.2
亀崎沖	5.0	17.0	6.0	10.0	14.0	8.0	8.0	9.0	6.0	20.0	21.0	3.0	10.6

生活環境の保全に関する環境基準

	SS (mg/l)
阿久比川	50以下

<DO>

単位：(mg/l)

期 地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
神戸川 新 橋	9.7	8.2	9.8	7.6	7.9	8.6	9.2	9.2	10.0	10.2	9.6	9.4	9.1
神戸川 神田橋	11.8	9.2	9.4	8.0	7.2	8.4	10.2	9.8	11.1	11.5	14.7	13.0	10.4
神戸川 神戸橋	11.2	9.7	10.1	7.3	5.0	5.9	7.4	7.1	9.9	7.3	8.1	8.4	8.1
矢勝川 旧半田池直下	11.5	8.7	7.1	7.5	8.4	8.1	8.9	10.3	9.7	11.1	10.8	10.3	9.4
矢勝川 池田橋	9.2	9.0	9.2	7.6	5.7	8.0	9.4	10.3	9.3	10.2	10.6	8.1	8.9
矢勝川 弘法橋	8.8	6.8	7.0	6.9	8.4	8.1	8.9	10.3	9.7	11.1	10.8	10.3	8.9
矢勝川 こんの橋北東	13.0	9.4	8.8	8.3	5.9	4.2	8.6	9.8	10.7	9.6	11.4	10.0	9.1
矢勝川 高田橋	6.2	7.0	8.8	7.4	5.7	8.0	9.4	10.3	9.3	10.2	10.6	8.1	8.4
阿久比川 半田橋	9.2	8.3	8.7	6.7	7.6	7.3	6.8	7.2	10.0	8.6	2.9	1.0	7.0
阿久比川 半田大橋	8.4	7.6	6.7	5.7	5.9	4.2	8.6	9.8	8.2	9.6	9.9	8.2	7.7
阿久比川 江川橋	7.2	7.6	6.4	5.3	4.4	5.2	5.5	7.2	7.6	8.8	9.8	9.6	7.1
十ヶ川 半田小橋	9.7	9.2	6.4	3.3	7.1	4.0	7.9	8.0	7.2	10.8	11.7	14.8	8.3
稗田川 飯森橋	9.9	9.6	9.6	9.2	8.1	6.7	8.3	8.4	9.6	10.5	10.2	9.2	9.1
稗田川 昭和橋	12.1	9.8	8.7	10.8	9.2	7.5	7.6	7.8	7.7	10.8	10.7	8.6	9.3
稗田川 稗田橋	9.2	9.0	8.6	3.7	4.7	4.1	7.2	7.2	7.4	9.2	9.9	8.9	7.4
運 河 源兵衛橋	0.0	7.4	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	12.0	0.0	7.1
宮 池	0.0	10.6	0.0	0.0	21.5	0.0	0.0	14.0	0.0	0.0	17.5	0.0	15.9
折 戸 池	0.0	11.9	0.0	0.0	10.6	0.0	0.0	9.4	0.0	0.0	12.9	0.0	11.2
上 池	0.0	16.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	19.3	0.0	16.6
9号地沖	8.6	8.7	11.3	8.9	10.8	9.0	6.2	7.6	7.8	9.9	10.4	9.8	9.1
中央西埠頭・9号地中間	8.0	8.9	11.1	9.9	10.2	9.4	5.9	7.5	7.4	10.7	10.3	10.0	9.1
中央西埠頭・東埠頭中間	9.2	7.6	11.8	10.4	11.2	9.0	6.4	7.9	8.2	10.1	11.2	10.2	9.4
阿久比川沖	9.6	7.8	8.8	6.6	7.5	10.1	5.8	6.9	7.5	9.2	10.8	9.9	8.4
稗田川沖	6.4	7.7	8.4	8.4	10.5	9.9	5.1	6.3	7.4	10.5	10.8	9.9	8.4
亀 崎 沖	8.4	7.8	9.0	8.1	8.3	8.4	6.4	5.8	7.6	9.6	11.0	9.8	8.4

生活環境の保全に関する環境基準

	DO (mg/l)
阿久比川	5以上
衣浦港	2以上

<生活排水項目>

単位: (mg/ℓ)

調査時期 項目 地点	5月		8月		11月		2月		年平均	
	全窒素	全リン	全窒素	全リン	全窒素	全リン	全窒素	全リン	全窒素	全リン
神戸川 神戸橋	4.0	0.44	0.0	0.00	4.5	0.41	4.0	0.44	3.13	0.32
阿久比川 半田大橋	2.3	0.38	1.4	0.37	0.0	0.00	3.1	0.33	1.70	0.27
稗田川 稗田橋	2.2	0.30	2.5	0.57	2.4	0.24	2.9	0.15	2.50	0.32
宮池	0.0	0.00	4.5	0.56	0.0	0.00	3.2	0.42	3.85	0.49
折戸池	0.0	0.00	0.5	0.06	0.0	0.00	0.8	0.04	0.80	0.05
上池	0.0	0.00	3.4	0.44	0.0	0.00	2.9	0.24	2.90	0.34
中央西埠頭・東埠頭中間	1.4	0.19	1.3	0.32	0.4	0.06	0.6	0.06	1.63	0.16
亀崎沖	1.7	0.17	1.4	0.26	0.5	0.08	0.9	0.08	1.13	0.15

<有害物質(公共用水域)>

単位: (mg/ℓ)

地点	項目	P C B	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	シス-1,2-ジク ロロエチレン
神戸川 神戸橋		検出せず	<0.001	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
阿久比川 半田大橋		検出せず	<0.001	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
稗田川 稗田橋		検出せず	<0.001	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
中央西埠頭・東埠頭中間		検出せず	<0.001	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
環境基準		検出されないこと	0.03以下	0.01以下	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.02以下	0.04以下

地点	項目	1,1,1-トリク ロロエタン	1,1,2-トリク ロロエタン	1,3-ジクロロ プロペン	チウラム	シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン	セレン
神戸川 神戸橋		<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
阿久比川 半田大橋		<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
稗田川 稗田橋		<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
中央西埠頭・東埠頭中間		<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
環境基準		1以下	0.006以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下

地点	項目	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	全シアン	六価クロム	カドミウム	鉛	砒素
神戸川 神戸橋		1.40	0.20	0.05	検出せず	<0.01	<0.0003	<0.005	<0.005
阿久比川 半田大橋		0.44	0.30	0.29	検出せず	<0.01	<0.0003	<0.005	<0.005
稗田川 稗田橋		0.47	0.30	0.22	検出せず	<0.01	<0.0003	0.073	<0.005
中央西埠頭・東埠頭中間		0.14	—	—	検出せず	<0.01	<0.0003	<0.005	<0.005
環境基準		10以下	※0.8以下	※1以下	検出されないこと	0.05以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下

地点	項目	総水銀	アルキル水 銀
神戸川 神戸橋		<0.0005	検出せず
阿久比川 半田大橋		<0.0005	検出せず
稗田川 稗田橋		<0.0005	検出せず
中央西埠頭・東埠頭中間		<0.0005	検出せず
環境基準		0.0005以下	検出されないこと

※印は、海域については適応しない

<有害物質(底質)>

単位：(mg/kg)

地点	項目	カドミウム	シアン化合物	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	水銀
神戸川	新成岩橋	<1	-	<1	17	<0.4	0.5	0.023	-
阿久比川	半田大橋	<1	-	<1	15	<0.4	0.9	0.010	-
稗田川	稗田橋	<1	-	<1	17	<0.4	0.7	0.21	-
	9号地沖	0.5	-	<1	12	<0.4	4.1	0.047	-
	亀崎沖	1	-	<1	66	<0.4	5.5	0.15	-

地点	項目	アルキル水銀	PCB
神戸川	新成岩橋	<0.005	<0.02
阿久比川	半田大橋	<0.005	<0.02
稗田川	稗田橋	<0.005	<0.02
	9号地沖	<0.005	<0.02
	亀崎沖	<0.005	<0.02

<有害物質(魚介類)>

単位：(mg/kg)

地点	項目	カドミウム	シアン化合物	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB
アサリ	(阿久比川河口)	<0.1	<0.5	<2	<0.5	<0.5	<0.006	<0.01	<0.02

<有害物質(地下水)>

単位：(mg/l)

地点	項目	カドミウム	シアン化合物	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB
	環境基準	0.01以下	検出されないこと	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下	検出されないこと	検出されないこと
	長泥の径	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

地点	項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
	環境基準	0.03以下	0.01以下	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.02以下	0.04以下	1以下
	長泥の径	<0.002	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005

地点	項目	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジチオ
	環境基準	0.006以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	0.005以下
	長泥の径	<0.0006	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	<0.005

地点	項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	一般細菌	大腸菌群	塩化物イオン	有機物(TOC)	味
	環境基準/水道法/水質基準	10以下	0.8以下	1以下	100個以下	検出されないこと	200以下	5以下	異常でないこと
	長泥の径	3.7	<0.05	0.06	検出されず	陰性	23	<0.3	異常なし

地点	項目	臭気	色度	濁度	pH
	水道法/水質基準	異常でないこと	5以下	2以下	5.8以上8.6以下
	長泥の径	異常なし	<0.5	<0.1	6.3

令和4年度 環境報告（令和3年度実施分）

	pH	BOD	COD	SS	DO
神戸川	7.5	3.1		19.6	9.2
矢勝川	7.8	11.6	※	20.1	8.9
※5地点の値		13.9			
阿久比川	7.7	2.6		25.2	7.3
十ヶ川	7.8	1.9		9.8	8.3
稗田川	7.5	5.1		20.1	8.6
運河	7.8		5.1	11.8	7.1
宮池	9.9		26.5	46.8	15.9
折戸池	8.7		5.9	11.0	11.2
上池	10.4		23.3	39.0	16.6
9号地沖	8.3		3.1	13.2	9.1
中央西埠頭・9号地中間	8.4		3.2	12.8	9.1
中央西埠頭・東埠頭中間	8.3		3.6	11.9	9.4
阿久比川沖	8.2		3.5	10.2	8.4
稗田川沖	8.2		3.4	10.2	8.4
亀崎沖	8.1		3.9	10.6	8.4

【水生生物調査結果】

①河川 (ア) 魚類

調査地点	阿久比川			稗田川				平地川		矢勝川		神戸川					
	島田橋			昭和橋		庚申橋		平地橋		高田橋		二割橋			小板橋		
調査年度	H27	H29	R3	H27	H29	H27	R1	H27	R1	H29	R1	H27	H29	R3	H29	R1	R3
採取できた種数	7	6	2	8	5	7	8	5	3	6	3	7	10	4	8	12	中止
キュウリウオ科ワカサギ																	
アユ科アユ							△										
コイ科タモロコ										△	△				△		
コイ科カマツカ										△					○	△	
コイ科モツゴ	○	△		◎	○	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	◎		○	○	
コイ科フナ属	○					△							○		△	○	
コイ科コイ	○			○		○				○						△	
コイ科タイリクバラタナゴ	△					○		△					△				
コイ科オイカワ																	
コイ科ニゴイ																	
ドジョウ科ドジョウ																	
ナマズ科ナマズ																	
ウナギ科ウナギ	○			△			△						△	△		△	
メダカ科メダカ												○					△
カダヤシ科カダヤシ	△			◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	
ボラ科ボラ				○	△												
タイワンドジョウ科カムルチー																	
サンフィッシュ科オオクチバス		△		△		△							○	△			
サンフィッシュ科ブルーギル	○	△		◎	○	◎	△									△	
スズキ科スズキ (セイゴ)		△															
ハゼ科ヨシノボリ属								△				△					
ハゼ科ウキゴリ			△				○			△					△	◎	
ハゼ科スミウキゴリ							◎	△	○			○	△		○	△	
ハゼ科マハゼ		◎	○	△	○		○						○	△		△	
ハゼ科チチブ属		△										◎	△		△	○	
ハゼ科ヌマチチブ																	
ハゼ科ゴクラクハゼ												△	△				
カワアナゴ科カワアナゴ																	

※表の記号の見方

◎いけば必ず取れる。普通にいる。
○多くはないがいる。
△わずかだがいる。まれである。

※平成5年度以降、市内において1度も採集できていない種

カライワシ科イセゴイ、キュウリウオ科ワカサギ

※チチブについては、「チチブ」と「ヌマチチブ」の同定が困難なため、21年度からは「チチブ属」として掲載する

(イ) 昆虫

調査地点	阿久比川			稗田川				平地川		矢勝川		神戸川					
	島田橋			昭和橋		庚申橋		平地橋		高田橋		二割橋			小板橋		
調査年度	H27	H29	R3	H27	H29	H27	R1	H27	R1	H29	R1	H27	H29	R3	H29	R1	R3
採取できた種数	7	3	3	5	5	4	5	2	6	1	4	6	8	4	4	8	中止
イワガニ科 クロベンケイガニ	○		△	◎	△				△				○	△			
イワガニ科 モクズガニ		△			△		◎		◎		△	◎			◎	◎	
テナガエビ科 テナガエビ	○	◎	△	◎	△	△					○		△				○
テナガエビ科 スジエビ	○		○		△		◎	△	△			◎	◎	◎	◎	◎	○
ヌマエビ科 ヌマエビ	◎	△		○	◎		○				◎			○	◎	○	
ザリガニ科 アメリカザリガニ				○		△	◎	◎	◎		△	◎	◎	◎	△	○	○
ヌマガメ科 アカミミガメ	○			○		◎	○		○								○
イシガメ科 イシガメ												△	△				
イシガメ科 クサガメ																	
スッポン科 スッポン																	△
シジミ科 シジミ	△											○	○				△
タニシ科 マルタニシ																	
タニシ科 タニシ属												△	○				
モノアラガイ科 モノアラガイ						△			△								
サカマキガイ科 サカマキガイ	△									△			○				
採取できた種数	2	2	1	6	1	3	2	2	1	2	5	2	7	4	5	5	中止
イトトンボ属							△				△						△
イトトンボ科ホソミイトトンボ																	
イトトンボ科セスジイトトンボ																	
イトトンボ科アオモンイトトンボ																	
イトトンボ科アジアイトトンボ																	
イトトンボ科クロイトトンボ																	
モノサシトンボ科モノサシトンボ																	
サナエトンボ科ウチワヤンマ																	
オニヤンマ科オニヤンマ				△													
ヤンマ科ギンヤンマ				△		△							△				△
ヤンマ科カトリヤンマ																	
ヤマトンボ科オオヤマトンボ																	
トンボ科シオカラトンボ						△					△		○		△	○	
トンボ科コフキトンボ																	
トンボ科コシアキトンボ				△													
トンボ科ウスバキトンボ																	
トンボ科ショウジョウトンボ																	
イトアメンボ科イトアメンボ																	
アメンボ科アメンボ	○	◎	△	◎	○	◎	○	○	○	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ミズムシ科ミズムシ																	
ミズムシ科コミズムシ																	
ミズムシ科チビミズムシ																	
ミズムシ科ヒメマルミズムシ																	
タイコウチ科タイコウチ													△		△		
タイコウチ科ヒメタイコウチ															△		
タイコウチ科ミズカマキリ																	
コオイムシ科コオイムシ	△	△									△		○	△	◎	○	
マツモムシ科マツモムシ				△				△			△		△	△			
ユスリカ科セスジユスリカ																	
トビケラ類トビケラ属																	
トビケラ類シマトビケラ																	
カゲロウ類コカゲロウ属																	
ゲンゴロウ科ハイイロゲンゴロウ																	
ゲンゴロウ科コシマゲンゴロウ													△				
ガムシ科ヒメガムシ				△						△		△			△		
ガムシ科コガムシ																	
ガムシ科マルガムシ																	

※表の記号の見方

- ◎いけば必ず取れる。普通にいる。
- 多くはないがいる。
- △わずかだがいる。まれである。

②ため池
(ア) 魚類

調査地点	親池		中池		吉田池		七本木池		宮池		折戸池	
	H28	H30	H28	H30	H28	H30	H28	R2	H28	R2	H28	R2
採取できた種数	3	2	5	4	3	4	3	中止	2	中止	4	中止
キュウリウオ科ワカサギ												
アユ科アユ												
コイ科タモロコ												
コイ科コウライモロコ			△									
コイ科カマツカ												
コイ科モツゴ					○	○	◎				△	
コイ科フナ属	○						○		△			
コイ科コイ			○	△								
コイ科タイリクバラタナゴ												
コイ科オイカワ												
コイ科ニゴイ												
ドジョウ科ドジョウ	○	△		△								
ナマズ科ナマズ												
ウナギ科ウナギ												
メダカ科メダカ											◎	
カダヤシ科カダヤシ	◎	◎							◎			
タイワンドジョウ科カムルチー												
サンフィッシュ科オオクチバス			◎									
サンフィッシュ科ブルーギル			◎	△								
スズキ科スズキ (セイゴ)												
ハゼ科ヨシノボリ属			◎	◎			◎				○	
ハゼ科トウヨシノボリ						○						
ハゼ科ウキゴリ					◎	◎						
ハゼ科マハゼ												
ハゼ科チチブ属					◎	◎					◎	
ハゼ科ゴクラクハゼ												

※表の記号の見方

◎いけば必ず取れる。普通にいる。
○多くはないがいる。
△わずかだがいる。まれである。

※平成5年度以降、市内において1度も採集できていない種

カライワシ科イセゴイ	
------------	--

※チチブについては、「チチブ」と「ヌマチチブ」の同定が困難なため、22年度からは「チチブ属」として掲載する

(イ) 昆虫

調査地点	親池		中池		吉田池		七本木池		宮池		折戸池	
	H28	H30	H28	H30	H28	H30	H28	R2	H28	R2	H28	R2
採取できた種数	4	4	4	5	1	3	2	中止	4	中止	3	中止
イトトンボ属												
イトトンボ科ホソミイトトンボ												
イトトンボ科セスジイトトンボ												
イトトンボ科アオモンイトトンボ				△								
イトトンボ科アジアイトトンボ												
イトトンボ科クロイトトンボ												
モノサシトンボ科モノサシトンボ												
サナエトンボ科ウチワヤンマ	△											
オニヤンマ科オニヤンマ												
ヤンマ科ギンヤンマ												
ヤンマ科クロスジギンヤンマ	△	△		△								
ヤンマ科カトリヤンマ												
ヤマトンボ科オオヤマトンボ												
トンボ科シオカラトンボ	○		△	○								
トンボ科コフキトンボ		○	△				△		◎		△	
トンボ科コシアキトンボ												
トンボ科ウスバキトンボ												
トンボ科ショウジョウトンボ												
イトアメンボ科イトアメンボ												
アメンボ科アメンボ	△	△	○	○		◎	◎		◎		○	
ミズムシ科ミズムシ												
ミズムシ科コミズムシ												
ミズムシ科チビミズムシ												
ミズムシ科ヒメマルミズムシ												
タイコウチ科タイコウチ					△	△						
タイコウチ科ミズカマキリ												
コオイムシ科コオイムシ			△			△			○			
マツモムシ科マツモムシ		△							○		△	
ユスリカ科セスジユスリカ												
トビケラ類トビケラ属												
トビケラ類シマトビケラ												
カゲロウ類コカゲロウ属												
ゲンゴロウ科ハイイロゲンゴロウ												
ゲンゴロウ科コシマゲンゴロウ												
ガムシ科ヒメガムシ				○								
ガムシ科コガムシ												
ガムシ科マルガムシ												

※表の記号の見方

- ◎いけば必ず取れる。普通にいる。
○多くはないがいる。
△わずかだがいる。まれである。

半田市環境保全条例

平成十九年三月三十日
条例第五号

半田市公害防止条例（昭和四十九年半田市条例第六十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則

第一節 目的、基本理念等（第一条—第三条）

第二節 市、事業者及び市民の責務（第四条—第六条）

第二章 生活環境の保全等の措置

第一節 基本的な措置（第七条—第十七条）

第二節 工場等に関する規制（第十八条—第二十九条）

第三節 地下水の採取に関する届出（第三十条—第三十二条）

第四節 制限等（第三十三条—第四十一条）

第三章 雑則（第四十二条—第四十四条）

第四章 罰則（第四十五条—第五十三条）

附則

私たちのまち半田は、南吉童話にも描かれた美しい里山や海、川に代表される豊かな自然を背景に固有の文化と歴史を育んできた。しかしながら、私たちの暮らしが豊かになった反面、私たちは限りある資源を大量に消費し、大量の廃棄物を排出することとなった。その結果、豊かであった身近な自然は失われつつあり、地球規模での環境への影響が危惧されている。私たちは、先人が守り育ててきた豊かな自然と文化を生かしつつ、思いやりをもって、安全で美しく快適なまちに育て、次の世代に引き継ぐためこの条例を制定する。

第一章 総則

第一節 目的、基本理念等

（目的）

第一条 この条例は、生活環境及び地球環境の保全並びに循環型社会の形成（以下「生活環境の保全等」という。）についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全等に関し必要な事項を定め、これに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市における現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活環境の保全 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）が維持・形成されることをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘探のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境が阻害されることをいう。
- 六 ばい煙
 - ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - ウ 物の燃焼、合成分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質で人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げる物質を除く。）で規則で定めるものをいう。
- 七 ばい煙発生施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 八 汚水排出施設 汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
- 九 排水 汚水排出施設又は水質届出施設を設置する工場等から河川、港湾、池沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、かんがい水路その他公共用に供される水路に排出される水をいう。
- 十 騒音発生施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 十一 振動発生施設 工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 十二 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備であって規則で定めるものをいう。
- 十三 公共の場所 海岸、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入する屋外の場所をいう。
- 十四 枯草等 繁茂した雑草や密集した枯草が放置され、火災や犯罪発生の原因となるおそれがあるものをいう。

（基本理念）

第三条 生活環境の保全等は、市民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものであつて、何人も良好な生活環境を阻害してはならない。

- 2 生活環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 3 生活環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築をめざし、生活環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 4 生活環境の保全等は、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるものであつて、生活環境の保全等に関する施策は、市、事業者及び市民の協働のもとに推進されなければならない。

5 生活環境の保全等は、地域の特性を活かし国際協力の見地からも積極的に推進されなければならない。

第二節 市、事業者及び市民の責務

(市の責務)

第四条 市は、生活環境の保全等に関し総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民に対して環境の状況その他の生活環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるとともに、生活環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、市、事業者及び市民の協働による生活環境の保全等に関する活動を促進するための支援等を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、自らの責任と負担によって自らの活動によって生じる公害を防止するとともに環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任と負担において万全の措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、生活環境の保全等に自ら努めなければならない。
- 3 事業者は、市長が定めるばい煙発生施設、汚水排出施設、騒音発生施設及び振動発生施設に関する規制基準を遵守しなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。
- 5 事業者は、その管理に係る公害の発生源を常に点検整備するとともに公害の防止に関する管理体制を確立しなければならない。
- 6 事業者は、事業活動に伴って生じた燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他の廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 7 事業者は、その有する敷地内において緑化を促進し、環境の美化に努めなければならない。

(市民の責務)

第六条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、生活環境の保全等に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第二章 生活環境の保全等の措置

第一節 基本的な措置

(環境基本計画)

第七条 市長は、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生活環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生活環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、半田市環境審議会条例（昭和四十八年半田市条例第四十三号）に基づき設置する半田市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査の実施及び公表)

第八条 市長は、公害の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともに、その実施に努めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により明らかになった公害の状況等を公表するものとする。
- 3 市長は、公害に係る被害を受けている者又は受けるおそれのある者から当該公害の状況及び原因について、調査の申し出があつた場合は、速やかに当該公害の状況及び原因について調査するとともに、その結果等を当該申出者に通知するものとする。

(苦情の処理)

第九条 市長は、公害に関する苦情について、関係機関と協力して迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

(協定等の締結)

第十条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者と協議し、公害の防止及び生活環境の保全等に関し必要な事項を内容とする協定等を締結するように努めなければならない。

- 2 事業者は、市長から協定等の締結の協議の申し出を受けた場合は、誠意をもってこれに応じなければならない。
 - 3 事業者は、第一項に定める協定等が締結された場合は、誠実にこれを遵守しなければならない。
- (生活環境の保全等のための助成及び支援等)

第十一条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るために必要な助成措置を講ずるものとする。

- 2 市は、生活環境の保全等に関する事業者及び市民の自主的な活動の支援に努めるものとする。
- 3 市は、生活環境の保全等に関し顕著な功績があつたものを顕彰することができる。

(自然環境の保全及び創造)

第十二条 市、事業者及び市民は、生活環境の保全に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めるものとする。

(知識の普及)

第十三条 市は、生活環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、生活環境の保全に関する意識の高揚に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第十四条 市、事業者及び市民は、生活環境の保全等への理解を深め、地域や地球環境との望ましい関係を構築するための学習（以下「環境学習」という。）を自ら進んで行うとともに、他の者が行う環境学習に協力するよう努めるものとする。

- 2 市は、環境学習の機会の確保、広報活動の充実その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (地球環境保全のための施策等の推進)

第十五条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効利用、建築物等の緑化その他の地球環境保全のための措置に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、地球環境保全のため、電気、燃料等の効率的な使用、製品の長期使用、再生品の使用、地域における環境保全活動への積極的な参加等環境にやさしい暮らしの実践に努めるものとする。

(環境物品等の調達の推進)

第十六条 市は、物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。）の調達に努めるものとする。

(広域行政の促進)

第十七条 市長は、国、他の地方公共団体等と連携を密にして、広域的な環境行政を促進するよう努めなければならない。

第二節 工場等に関する規制

(規制基準)

第十八条 市長は、ばい煙、排出水、騒音又は振動による公害を防止するため、規則で規制に関する基準（以下「規制基準」という。）を定めることができる。

2 市長は、前項の規制基準を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(ばい煙発生施設等の設置の届出)

第十九条 ばい煙発生施設又は汚水排出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより次に掲げる事項を設置工事を開始する日の六十日前までに市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 工場等の名称及び所在地
- 三 ばい煙及び汚水（以下「汚染物質等」という。）の排出又は発生に係る施設の種類
- 四 汚染物質等の排出又は発生に係る施設の構造、使用の方法及び管理の方法
- 五 汚染物質等の量及び処理の方法
- 六 その他規則で定める事項

(経過措置)

第二十条 一の施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった日から三十日以内に規則で定めるところにより前条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出)

第二十一条 前二条の規定により届出をした者（以下「ばい煙発生施設等届出者」という。）は、その届出に係る第十九条第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、変更する日の六十日前までに規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第二十二条 ばい煙発生施設等届出者は、その届出に係る第十九条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設又は汚水排出施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第二十三条 ばい煙発生施設等届出者からその届出に係るばい煙発生施設又は汚水排出施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 ばい煙発生施設等届出者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定によりばい煙発生施設等届出者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第二十四条 市長は、第十九条又は第二十一条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の設置又は施設の変更により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その届出をした日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の構造又は使用の方法、汚染物質等の処理若しくは防止の方法に関する計画の変更を勧告し、又は命ずることができる。

(改善勧告又は命令)

第二十五条 市長は、ばい煙、排出水、騒音又は振動の発生施設を設置している者が第十八条の規定による規制基準に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その者に対し期限を定めて当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設における汚染物質等の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法その他必要な措置をとるべきことを勧告若しくは命令し、又は当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。ただし、騒音発生施設又は振動発生施設については、防止の方法の改善又は使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(改善措置の報告等)

第二十六条 前条の規定による命令等を受けた者が、その措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(事故時の措置)

第二十七条 ばい煙発生施設又は汚水排出施設から排出される汚染物質等のうち規則で定めるもの（以下「指定物質」という。）を排出する者は、当該指定物質の排出に係る施設について故障、破損その他の事故が発生したことにより指定物質が多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるほか、その事故の状況並びにその事故についての応急の措置の内容及び復旧工事に関する計画を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該指定物質を排出する者に対し、その施設の一時停止等緊急措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙量等及び排出水の汚染状態の測定等)

第二十八条 ばい煙排出者又は排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(ばい煙届出施設等の届出)

第二十九条 ばい煙を著しく発生し、若しくは排出する施設（ばい煙発生施設を除く。）であつて、規則で定める施設（以下「ばい煙届出施設」という。）又は汚水若しくは廃液を著しく排出する施設（汚水排出施設を除く。）であつて規則で定める施設（以下「水質届出施設」という。）を設置しようとする者又は設置している者は、規則で定めるところにより次の事項を市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場等の名称及び所在地
- 三 ばい煙届出施設又は水質届出施設の種類
- 四 ばい煙届出施設又は水質届出施設の構造
- 五 ばい煙届出施設又は水質届出施設の使用の方法
- 六 ばい煙届出施設にあっては、ばい煙の処理の方法、水質届出施設にあっては、その水質届出施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 七 水質届出施設にあっては、排出水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者は、ばい煙届出施設若しくは水質届出施設に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたとき、その届出に係る施設の使用を廃止したとき、又はばい煙届出施設にあってはその届出に係る同項第四号から第六号までに掲げる事項、水質届出施設にあってはその届出に係る同項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

第三節 地下水の採取に関する届出

(届出)

第三十条 揚水設備により地下水を採取しようとする者(以下「採取者」という。)は、当該揚水設備ごとに規則で定めるところにより次に掲げる事項を工事を開始する日の三十日前までに市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- 二 揚水設備の設置場所
- 三 ストレーナーの位置
- 四 揚水機の原動機の定格出力
- 五 揚水機の吐出口の断面積
- 六 その他市長が必要と認める事項

(揚水量の報告)

第三十一条 採取者は、規則で定めるところにより揚水量を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第三十二条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するために特に必要があると認めるときは、当該採取者に対し期限を定めて地下水の採取を制限すべきことを勧告することができる。

第四節 制限等

(屋外燃焼行為の禁止)

第三十三条 何人もゴム、皮革、合成樹脂その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であって規則で定めるものを屋外において焼却炉を用いなくて多量に燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の習慣上やむを得ず燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合は、この限りでない。

(自動車の適正な使用)

第三十四条 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条で規定する自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)の所有者又は使用者は、当該自動車の効率的な利用に努めるとともに、公共交通機関の利用等により自動車の走行量の抑制に努めなければならない。

2 自動車の所有者及び使用者は、当該自動車の運行に伴い発生する排出ガス及び騒音の低減を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 排出ガス減少のための有効な整備を行うこと。
- 二 不必要な排出ガスを排出又は騒音を発生させないよう適正な運転をすること。
- 三 不必要な改造をせず適正な整備をすること。
- 四 駐車又は停車するとき当該自動車の原動機を停止すること。ただし、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三十九条第一項で規定する緊急自動車を当該緊急業務に使用している場合その他規則で定める場合を除く。

(低公害車等の使用等)

第三十五条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、環境への負荷がより少ない自動車で規則で定めるものを購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(近隣の静穏保持)

第三十六条 何人も、生活環境の保全上、静穏を必要とする場所において、音響機器音、楽器音、放歌、花火の爆発音等によりみだりに近隣の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜の騒音を発生させる行為の制限)

第三十七条 何人も、公共の場所のうち特に深夜の静穏保持が必要な場所として規則で定める場所(以下「禁止場所」という。)において、深夜(午後十一時から翌日の午前六時までの時間をいう。)に騒音を発生させる行為として規則で定める行為(以下「禁止行為」という。)をしてはならない。ただし、法令による許認可を受けたとき又は市長が特に支障がないと認めたときはこの限りでない。

2 市長は、前項の禁止場所及び禁止行為を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(枯草等の除去)

第三十八条 半田市内に土地を所有、占有又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地の枯草等を除去するように努めなければならない。

(空き缶等ごみ散乱防止)

第三十九条 何人も、空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物(以下「空き缶等」という。)を公共の場所及び他人の土地、建物等にみだりに捨てるなどし、これを散乱させてはならない。

2 自動販売機により容器入り飲食料を販売する者は、当該容器入り飲食料を販売する場所に空き容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

3 土地所有者等は、空き缶等を捨てられないようにするために、その占有し、又は管理する場所の適切な管理に努めなければならない。

(飼犬等のふん害防止)

第四十条 犬等愛玩動物(以下「飼犬等」という。)を飼養管理している者は、飼養管理している飼犬等のふんを公共の場所及び他人の土地、建物等に放置してはならない。

(勧告及び命令)

第四十一条 市長は、第三十三条、第三十四条第二項、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条から前条までの規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該違反行為をする者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三章 雑則

(報告又は調査)

第四十二条 市長は、この条例の施行に必要な限度において工場等を設置している者に対し、施設の状況、汚染物質等の処理の方法その他必要な事項に関し、報告を求め、又は市の職員に工場等に立ち入らせ必要な書類、施設その他の物件又は汚染物質の排出若しくは地下水の採取の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反者の公表)

第四十三条 市長は、この条例に違反して著しく公害を発生させている者があると認めるときは、その者の氏名又は名称及び違反の状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第四十四条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

第四十五条 第二十五条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十四条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第二十七条第一項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第三十九条第二項の規定に違反し、第四十一条第二項の規定による命令に従わない者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第三十九条第一項又は第四十条の規定に違反し、第四十一条第二項の規定による命令に従わない者は、二万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第十九条又は第二十条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十一条、第二十二条、第二十三条又は第三十条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、科料に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
(半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和三十五年半田市条例第十二号）
 - 二 半田市枯草等の除去に関する条例（昭和三十五年半田市条例第十三号）
 - 三 半田市空き缶等ごみ散乱及びふん害防止条例（平成八年半田市条例第八号）
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に改正前の半田市公害防止条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によりされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(半田市放置自転車等防止条例の一部改正)
- 5 半田市放置自転車等防止条例（昭和三十六年半田市条例第十四号）の一部を次のように改正する。
第一条中「半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和三十五年半田市条例第十二号）第五条第一項の規定に基づき、」を削る。
(半田市みどりのまちづくり条例の一部改正)
- 6 半田市みどりのまちづくり条例（昭和三十七年半田市条例第十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和三十五年半田市条例第十二号）の本旨を達成するため、」を削る。

半田市の環境（令和3年度環境に関する年次報告）

令和5年3月発行

半田市市民経済部環境課

〒475-8666

半田市東洋町二丁目1番地

TEL 0569-84-0627

<http://www.city.handa.aichi.jp/kankyou/>